



(平成 27 年度～平成 29 年度)

平成 27 年 3 月

秩 父 市

はじめに

秩父市では、「豊かなまち、環境文化都市 ちちぶ、市民との協働により、日本一しあわせなまちへ」を将来都市像に掲げ、高齢者福祉計画においては、「高齢者の尊厳が保たれ住み慣れた地域で安心して住み続けられるまち（助けあい温もりの感じられるまち）」を基本理念としています。



本市の高齢者を取り巻く現況は、総人口が減少していますが、高齢者人口は増加が続いています。平成37年には高齢化率が33.2%を超え、3人に1人が高齢者になると予測されます。高齢者人口の増加とともに、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加も懸念されることから、在宅医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的かつ継続的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築が求められております。秩父圏域（秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町）は地理的・文化的にも同一生活圈域であり、医療・介護においても一体的にサービスが提供されている現状から、1市4町が秩父郡市医師会等と医療連携を図りながら高齢者支援に取り組む「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を立ち上げました。

高齢者福祉・介護分野の計画である、「秩父市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」では、在宅医療と介護の連携や認知症高齢者の対策を行いながら「ちちぶ版地域包括ケアシステム」を推進し、基本理念の安心して住み続けられるまちを目指します。

計画を推進するためには、市民の皆様をはじめ関係者と一体となった取り組みが必要不可欠でありますので、今後ともより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、策定委員の皆様をはじめ各関係機関の皆様、アンケート調査やパブリックコメントなど貴重なご意見やご提言をいただきました皆様方に対しまして、心からお礼申し上げます。

平成27年3月

秩父市長

久喜邦康

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第1節 計画の基本的な性格.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格と位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 高齢者をめぐる現状.....	4
第1節 高齢者等の現状.....	4
1 高齢者等の現状と将来推計.....	4
2 高齢者のいる世帯の状況（平成22年 国勢調査時）.....	6
3 要介護等認定者の推移と推計.....	7
第3章 高齢者施策の評価と課題整理.....	8
第1節 アンケート調査結果.....	8
第2節 前期計画（平成24年度～26年度）の評価.....	16
1 介護給付実績の状況.....	16
2 基本方針ごとの評価.....	19
第3節 課題の整理と対策.....	22
第4章 計画の基本的考え方.....	23
第1節 基本理念.....	23
第2節 基本的な考え方.....	24
I 地域包括ケアシステムの構築について.....	24
1 日常生活圏域の設定.....	24
2 ちちぶ版地域包括ケアシステムの構築.....	25
II 地域包括ケアシステム構築のための重点取組み.....	26
1 在宅医療・介護連携の推進.....	26
2 認知症施策の推進.....	27
3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進.....	28
4 高齢者の居住安定に係る施策との連携.....	28
III 地域支援事業の制度改正.....	29
1 介護予防・日常生活支援総合事業への移行.....	29
2 総合事業の導入背景と実施時期.....	30
3 地域包括支援センターの機能強化.....	30
第3節 施策の体系.....	31
1 介護保険対象外サービス等の推進.....	31
2 介護保険サービス等の推進.....	32

第5章 介護保険対象外サービス等の推進.....	33
第1節 元気なまちづくりの推進.....	33
1 健康意識の高揚による健康づくり支援.....	33
2 健康増進事業による市民の健康支援.....	34
第2節 在宅福祉サービス.....	36
1 在宅福祉サービスの充実.....	36
2 その他の在宅福祉事業.....	38
第3節 地域福祉活動の推進.....	39
1 担い手の育成.....	39
第4節 施設サービス.....	40
1 入所施設の整備・活用.....	40
2 通所・利用施設の整備・活用.....	42
第5節 生きがいづくり・主体的活動への支援.....	44
1 生きがい活動の充実.....	44
2 就労機会の充実.....	45
3 自主的活動・地域交流の推進.....	46
第6節 高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりの推進.....	47
1 緊急時の支援.....	47
2 都市環境の整備.....	48
第6章 介護保険サービス等の推進.....	49
第1節 介護保険サービス.....	49
1 居宅サービス・介護予防サービス.....	49
2 地域密着型サービス.....	58
3 施設サービス.....	65
4 サービス利用の推進.....	66
第2節 介護保険事業費の見込み.....	67
1 総給付費.....	67
第3節 地域支援事業.....	69
1 介護予防事業.....	69
3 任意事業.....	75
4 地域支援事業に係る事業総額.....	76
第4節 保険給付費等の見込みと保険料の算定.....	77
1 介護保険事業の財源.....	77
3 所得段階別被保険者見込数.....	78
4 第6期保険料基準額の算定.....	79
5 介護保険料の算定結果と所得段階別保険料.....	80
第7章 計画推進のために.....	81
1 保健・医療・福祉の連携強化.....	81
2 ボランティアなど福祉的活動の推進.....	81
3 介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会の開催.....	81

4	計画の進行管理と評価・点検.....	81
資料編		82
1	秩父市高齢者福祉計画等策定委員会設置要綱.....	82
2	秩父市高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿.....	84
3	秩父市福祉2計画等検討委員会委員名簿.....	85
4	秩父市高齢者福祉計画等作業部会委員名簿.....	86
5	秩父市高齢者福祉計画等事務局名簿.....	87
6	計画策定の経過.....	88

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画の基本的な性格

1 計画策定の趣旨

現行の社会保障制度の基本的な枠組みがつけられた高度経済成長期以降、少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少、経済の長期低迷や雇用環境の変化等、日本の社会経済情勢については大きな変化が生じています。

「社会保障制度改革推進法」（平成24年法律第64号）に基づき内閣に設置された「社会保障制度改革国民会議」が平成25年8月6日に出した報告書では、1970年代型の「年金」「医療」「介護」が前提の『1970年代モデル』から、さらに現役世代の「雇用」や「子育て支援」、「低所得者・格差問題」や「住まい」も課題とされる『21世紀型（2025年）日本モデル』への再構築が必要とされています。

また、地域の有する社会資源も異なることから、各地域において地域事情を客観的なデータに基づいて分析し、それを踏まえて医療機能の分化・連携や地域包括ケアシステムの構築など、医療・介護の提供体制の再構築に取り組んでいくことが必要と指摘しています。

このような中で介護保険制度については、地域包括ケアシステムの構築と制度の持続可能性の確保のため、充実と重点化・効率化を一体的に行う「制度改革」として、予防給付（予防訪問介護・予防通所介護）の地域支援事業への移行や一定以上所得者の利用者負担2割化、特別養護老人ホームの中重度者への重点化等が実施されることになりました。

秩父市では、上記の趣旨を踏まえ「秩父市高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画（平成24～26年度）」に基づいて、各種施策を推進してきました。

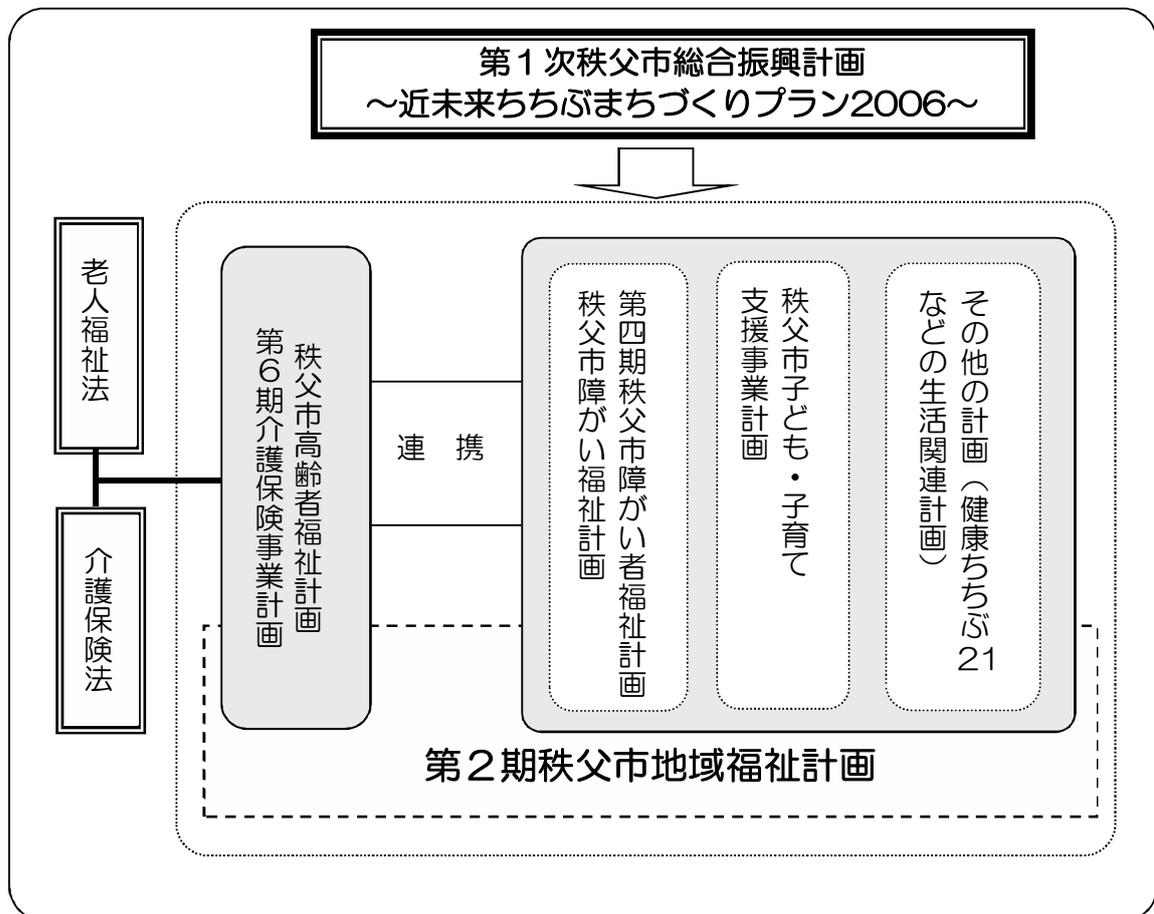
今回の見直しでは、前期計画を踏襲しながら、より現状に即した計画内容とするために「秩父市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画（平成27～29年度）」を策定するものです。第6期となる本計画では、介護保険、介護予防、医療との連携、生活支援、高齢者にふさわしい住まいの提供などのサービスを一体的かつ継続的に提供する「地域包括ケア」の考え方を念頭に置きつつ、前期計画と同様、基本理念である「高齢者の尊厳が保たれ 住み慣れた地域で安心して住み続けられるまち」をめざしていきます。

本計画は、市の高齢者福祉と介護に関する総合計画として策定し、高齢化にともなう諸課題に対応するため基本的政策目標の設定と、その実現のために取り組むべき施策を明らかにすることを目的としています。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は要介護状態となった高齢者や、その家族に対する支援をはじめ、健康な高齢者が要介護状態になることを防止するための介護予防事業、福祉事業、生きがい対策を含めた、市の高齢者福祉全般にわたる計画である「市町村老人福祉計画」（老人福祉法第20条の8に基づく法定計画）と、介護保険事業の円滑な運営を図るための「市町村介護保険事業計画」（介護保険法第117条に基づく法定計画）を一体化して策定します。

また、第1次秩父市総合振興計画を上位計画とし、第2期地域福祉計画の理念や方向性、保健・福祉分野等の個別計画との整合性を図り、連携のとれた計画となります。



3 計画の期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。また、3年ごとに見直しを行うものとし、平成29年度に見直しを行います。

年 度	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29
秩父市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画	第5期計画期間			第6期計画期間		

4 計画の策定体制

(1) 策定委員会による審議

本計画の策定（見直し）にあたっては、保健福祉関係者や学識経験者、市民代表からなる「秩父市高齢者福祉計画等策定委員会」を開催し、審議を行いました。

(2) 日常生活圏域ニーズ調査等の実施

秩父市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画においては、「地域包括ケア」をさらに推進するため、地域ごとに高齢者が要介護状態になるリスク等を集計し、把握することが重要となります。

国は、高齢者や地域の課題をよりの確に把握する手法として「日常生活圏域ニーズ調査」を推奨しており、本市においても、65歳以上の一般高齢者と軽度の要介護認定者については、「日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、加えて、実態と課題の把握を目的に、ケアマネジャーとサービス提供事業者にも調査を行いました。

(3) 庁内における計画策定体制

庁内においては、関係部局等による「秩父市高齢者福祉計画等検討委員会」を設置するとともに、委員会に各部局担当者による作業部会を設置し、計画内容の検討にあたりました。

(4) パブリックコメントの実施

広く市民の皆様からご意見等をいただくため、計画案に対するパブリックコメントを実施いたしました。

第2章 高齢者をめぐる現状

第1節 高齢者等の現状

1 高齢者等の現状と将来推計

市の総人口は、平成22年の69,479人から減少傾向にあり、平成26年には66,485人となり、2,994人の減少となっています。その一方で高齢者人口は平成22年の18,554人から一旦減少しましたが、その後増加傾向に転じ、平成26年には19,183人となり、629人の増加となっています。また、高齢化率をみると平成22年の26.7%から上昇傾向にあり、平成26年には28.9%と2.2ポイント上昇しています。県（22.7%）、国（25.6%）の高齢化率を上回っています。

■図表2-1 総人口・世帯数の推移

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
人口（人）	69,479	68,701	68,042	67,451	66,485
世帯（世帯）	26,448	26,230	26,301	26,373	26,311
65歳以上人口（人）	18,554	18,337	18,491	18,902	19,183
高齢化率（%）	26.7	26.7	27.2	28.0	28.9
県・高齢化率（%）	20.6	20.9	22.0	23.0	22.7
国・高齢化率（%）	23.0	23.3	24.1	25.1	25.6

注）秩父市住民基本台帳人口（各年4月1日現在、平成24年までは住民基本台帳人口に外国人登録人口を加えた数値、平成25年以降は外国人も住民基本台帳人口に含まれる。）

県の高齢化率は平成25年までは内閣府高齢社会白書（各年10月1日現在）、平成26年は町（丁）単人口調査（1月1日現在）

国の高齢化率は平成25年までは内閣府高齢社会白書（各年10月1日現在）、平成26年は総務省人口推計（4月1日現在）

年齢階級別人口の推移では、前期高齢者が平成22年の8,930人から平成24年まで減少傾向にありましたが、いわゆる団塊の世代が65歳となった平成25年から増加に転じ、平成26年には8,938人となっています。また、後期高齢者は平成22年の9,624人から増加傾向にあり、平成26年には10,245人、後期高齢化率は15.4%となっています。

人口の将来推計では、総人口は減少傾向にあり、第6期計画の最終年の平成29年には63,830人となり、さらに減少傾向が続き、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には56,976人になると予測されています。一方、高齢化率は上昇傾向が続き、平成37年には33.2%まで上昇すると予測されています。

※高齢者 — 65歳以上の被保険者

前期高齢者—65歳から75歳未満 後期高齢者—75歳以上 の被保険者

高齢化率— 総人口に占める65歳以上人口の割合

■図表2-2 人口の推移

区 分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
総人口（人）	69,479	68,701	68,042	67,451	66,485
高齢者数（人）	18,554	18,337	18,491	18,902	19,183
高齢化率（％）	26.7	26.7	27.2	28.0	28.9
65～69歳（人）	4,579	4,196	4,125	4,428	4,591
70～74歳（人）	4,351	4,312	4,360	4,268	4,347
前期高齢者計（人）	8,930	8,508	8,485	8,696	8,938
前期高齢者率（％）	12.9	12.4	12.5	12.9	13.4
75～79歳（人）	4,044	4,116	4,070	4,058	4,022
80～84歳（人）	3,114	3,085	3,073	3,207	3,129
85歳以上（人）	2,466	2,628	2,863	2,941	3,094
後期高齢者計（人）	9,624	9,829	10,006	10,206	10,245
後期高齢者率（％）	13.9	14.3	14.7	15.1	15.4
40～64歳（人）	23,510	23,676	23,492	23,111	22,821
対総人口比率（％）	33.8	34.5	34.5	34.3	34.3

注）秩父市住民基本台帳人口（各年4月1日現在、平成24年までは住民基本台帳人口に外国人登録人口を加えた数値、平成25年以降は外国人も住民基本台帳人口に含まれる。）

■図表2-3 人口の将来推計

区 分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成32年	平成37年
総人口（人）	65,439	64,642	63,830	62,977	61,268	56,976
高齢者数（人）	19,442	19,584	19,660	19,655	19,538	18,900
高齢化率（％）	29.7	30.3	30.8	31.2	31.9	33.2
65～69歳（人）	5,187	5,466	5,403	5,206	4,769	4,155
70～74歳（人）	4,084	3,873	3,985	4,206	4,835	4,437
前期高齢者計（人）	9,271	9,339	9,388	9,412	9,603	8,592
前期高齢者率（％）	14.2	14.4	14.7	14.9	15.7	15.1
75～79歳（人）	3,831	3,832	3,808	3,799	3,594	4,268
80～84歳（人）	3,229	3,218	3,183	3,154	2,993	2,801
85歳以上（人）	3,111	3,195	3,281	3,290	3,347	3,239
後期高齢者計（人）	10,170	10,245	10,272	10,244	9,934	10,308
後期高齢者率（％）	15.5	15.8	16.1	16.3	16.2	18.1
40～64歳（人）	22,227	21,844	21,487	21,114	20,407	18,906
対総人口比率（％）	34.0	33.8	33.7	33.5	33.3	33.2

注）表記の数値は、平成21年～25年の実績人口を基にコーホートセンサス変化率法により算出した推計人口

2 高齢者のいる世帯の状況（平成22年 国勢調査時）

世帯の状況をみると、総世帯数は平成12年を境に減少傾向にあり、平成22年には24,103世帯となっています。高齢者世帯数は増加傾向にあり、平成12年の10,856世帯が、平成22年には12,138世帯となり、10年間で1,282世帯の増加となっています。総世帯に占める高齢者世帯数の割合は、平成22年には50.4%となっています。

また、高齢者世帯の推移でも、単身世帯と夫婦世帯が増加し続けており、両世帯を合わせると平成22年には高齢者世帯の47.5%を占めています。

■図表2-4 世帯の状況

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯数（世帯）	22,690	23,907	24,641	24,365	24,103
高齢者世帯数（世帯）	8,163	9,474	10,856	10,603	12,138
構成比（%）	36.0	39.6	44.1	43.5	50.4

注1）表記の数値は、国勢調査数値（各年10月1日現在）

注2）高齢者世帯は65歳以上の方がいる世帯数

■図表2-5 高齢者世帯の推移

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
高齢者世帯数（世帯）	8,163	9,474	10,856	10,603	12,138
単身世帯（世帯）	1,008	1,387	1,845	2,243	2,686
構成比（%）	12.4	14.7	17.0	21.2	22.1
夫婦世帯（世帯）	1,460	2,175	2,704	2,902	3,081
構成比（%）	17.9	23.0	24.9	27.4	25.4
同居世帯（世帯）	5,695	5,912	6,307	5,458	6,371
構成比（%）	69.8	62.4	58.1	51.5	52.5

注1）表記の数値は、国勢調査数値（各年10月1日現在）

注2）構成比の計算は、端数処理するため、多少の誤差が生じます。

注3）単身世帯は65歳以上の方の一人暮らし世帯数

注4）夫婦世帯は夫が65歳以上、妻が60歳以上の世帯数

注5）同居世帯は上記注3、注4を除いた65歳以上の方がいる世帯数

■図表2-6 高齢者世帯の内訳（平成22年）

区 分	65歳未満 のみの世帯	65歳以上のいる世帯			合 計
		高齢者単身	高齢者夫婦	高齢者同居	
世帯数（世帯）	11,965	2,686	3,081	6,371	24,103
構成比（%）	49.7	11.1	12.8	26.4	100.0

注）表記の数値は、国勢調査数値（平成22年10月1日現在）

3 要介護等認定者の推移と推計

要介護・要支援認定者数は、第5期当初（平成24年4月）では3,029人でしたが、平成26年4月には3,226人となっています。

要介護・要支援認定者数は、平成27年度は3,306人、平成29年度は3,437人と推計しています。平成37年には高齢者人口の18.6%が要支援・要介護認定者になると予測されます。

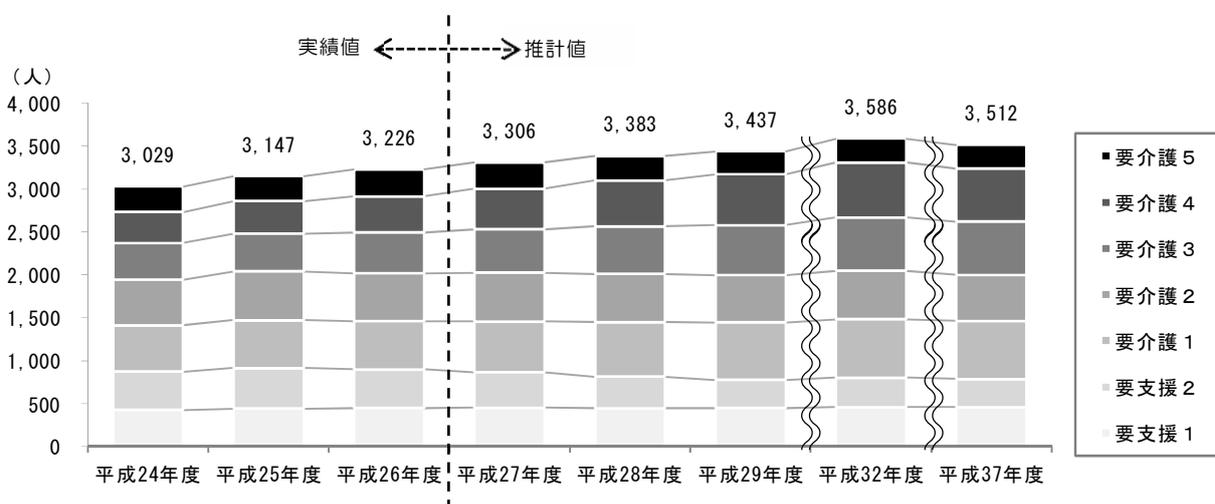
■図表2-7 65歳以上人口に占める要支援・要介護認定者数の推移と推計

区 分	実績値 ←			→ 推計値				
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
総人口（人）	68,042	67,451	66,485	65,439	64,642	63,830	61,268	56,976
65歳以上人口（人）	18,491	18,902	19,183	19,442	19,584	19,660	19,538	18,900
要支援1	429	443	452	454	447	450	462	460
構成比（%）	2.3	2.3	2.4	2.3	2.3	2.3	2.4	2.4
要支援2	444	473	447	412	368	329	340	330
構成比（%）	2.4	2.5	2.3	2.1	1.9	1.7	1.7	1.7
要介護1	541	555	563	591	634	667	683	675
構成比（%）	2.9	2.9	2.9	3.0	3.2	3.4	3.5	3.6
要介護2	529	571	557	567	563	551	562	536
構成比（%）	2.9	3.0	2.9	2.9	2.9	2.8	2.9	2.8
要介護3	428	437	476	506	551	581	621	618
構成比（%）	2.3	2.3	2.5	2.6	2.8	3.0	3.2	3.3
要介護4	361	380	417	471	536	591	638	618
構成比（%）	2.0	2.0	2.2	2.4	2.7	3.0	3.3	3.3
要介護5	297	288	314	305	284	268	280	275
構成比（%）	1.6	1.5	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.5
合 計	3,029	3,147	3,226	3,306	3,383	3,437	3,586	3,512
構成比（%）	16.4	16.6	16.8	17.0	17.3	17.5	18.4	18.6

注1）平成24年度から26年度の認定者数は各年4月末日現在（介護保険事業状況報告）

注2）平成24年度から26年度の総人口および65歳以上人口は住民基本台帳人口各年4月1日現在

注3）構成比は、65歳以上人口に対する比率



第3章 高齢者施策の評価と課題整理

第1節 アンケート調査結果

(1) 調査の概要

高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画においては、「地域包括ケアシステム」の推進のために、第5期に引き続き日常生活圏域ごとに高齢者が要介護状態になるリスク等を集計し、把握することが重要となります。そのため、本市では、高齢者や地域の課題をより明確に把握するために、国が推奨する「日常生活圏域ニーズ調査」に市独自項目を追加し、「秩父市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査」として実施しました。

また、介護サービスの提供状況や課題を把握するため、「介護サービス事業者調査」と「ケアマネジャー調査」を同時に実施しました。

■図表3-1 調査対象

調査の種類	対 象
①65歳以上高齢者調査 (日常生活圏域ニーズ調査)	65歳以上で要支援・要介護認定を受けていない方から無作為抽出した方と、要支援の認定を受けている方から無作為抽出
②ケアマネジャー調査	秩父市内で介護サービスを提供している事業所に在籍しているケアマネジャー
③サービス提供事業者調査	秩父市内で介護サービスを提供している事業所

■図表3-2 調査期間

調査の種類	期 間
①65歳以上高齢者調査	平成26年6月
②ケアマネジャー調査	//
③サービス提供事業者調査	//

■図表3-3 回収結果

調査の種類	配布数	有効回答数	有効回収率
①65歳以上高齢者調査	1,800人	1,231人	68.4%
(内 一般高齢者)	1,696人	1,154人	68.0%
(内 要支援・要介護認定者)	104人	77人	74.0%
②ケアマネジャー調査	64人	52人	81.3%
③サービス提供事業者調査	34件	25件	73.5%

(2) 日常生活圏域ニーズ調査結果

① 一般高齢者のリスク保有者状況

※判定不能の人がいるため、合計しても100%にならない。(%)

項目	秩父市	秩父第一	秩父第二	尾田蒔	高篠	大田	影森	吉田	大滝	荒川
対象者(人)	1,231	335	276	95	80	45	114	124	41	121
一般高齢者(人)	1,154	319	262	87	75	42	108	112	40	109
一次予防事業対象者	61.7	61.1	62.2	65.5	53.3	59.5	64.8	58.0	67.5	64.2
二次予防事業対象者	35.3	35.4	35.9	32.2	42.7	35.7	32.4	35.7	30.0	34.9
閉じこもりリスク	6.1	3.1	5.3	6.9	6.7	9.5	0.9	10.7	20.0	9.2
転倒リスク	24.5	22.9	24.0	31.0	26.7	31.0	24.1	23.2	27.5	22.0
低栄養リスク	1.4	1.3	0.4	1.1	5.3	4.8	1.9	0.0	0.0	1.8
口腔機能リスク	25.3	24.5	27.1	21.8	33.3	19.0	22.2	25.0	25.0	26.6
物忘れリスク	34.7	35.7	36.3	35.6	30.7	33.3	35.2	37.5	25.0	31.2
うつリスク	33.0	33.2	34.7	28.7	41.3	31.0	30.6	29.5	35.0	32.1
認知機能障害	1.6	1.6	1.1	0.0	2.7	2.4	0.9	0.9	7.5	2.8
手段的自立度低下者	4.3	1.3	5.7	3.4	5.3	11.9	6.5	5.4	7.5	2.8
知的能動性低下者	16.9	11.9	16.0	14.9	18.7	23.8	16.7	25.0	25.0	20.2
社会的役割低下者	19.7	17.2	21.8	16.1	20.0	28.6	19.4	20.5	22.5	19.3
日常生活動作低下者	0.3	0.3	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.5	0.9

※一次予防事業対象者・・・65歳以上のすべての高齢者

※二次予防事業対象者・・・要介護状態等になるおそれの高い高齢者(生活機能の低下等がみられる高齢者)

※手段的自立度低下者・・・活動的な日常生活を送るための動作能力

※知的能動性低下者・・・余暇や創作などの積極的な知的活動能力

※社会的役割低下者・・・地域で社会的な役割を果たす能力

※日常生活動作低下者・・・食事をしたり、階段の昇り降りなど日常生活の動作が一人でできるか

② リスク項目ごとの傾向

○閉じこもりリスク

一般高齢者のリスク保有者割合は、市全体で6.1%

圏域：最も高い「大滝地区」20.0%と最も低い「影森地区」0.9%では19.1ポイントの差となっています。

背景：「外出は週1回未満」の方が、80歳以上で増加し、買い物や散歩、友人宅に行くことが少なくなる傾向にあることが考えられます。また、「昨年より外出回数が減少」も加齢に伴い増加しており、外出を控えている理由では「足腰の痛み」が、年齢が上がるにつれて多くなっています。

「大滝地区」では、交通の利便性があまりよくないことと、隣家まで距離が遠いため、外出の機会が少ないと思われます。

○転倒リスク

一般高齢者のリスク保有者割合は、市全体で24.5%

圏域：「大田地区」「尾田蒔」が31.0%で最も高く、市平均を6.5ポイント上回っています。

背景：「歩く速度が以前より遅くなってきた」「転倒経験あり」「背中が丸くなってきた」では加齢とともに増加しています。また杖の使用も80歳以上から増加傾向にあります。

特に女性に多く、骨折することを恐れ、外出を控えている傾向がみられます。

○低栄養リスク

一般高齢者のリスク保有者割合は、市全体で1.4%

圏域：「高篠地区」が5.3%で最も高く、市平均を3.9ポイント上回っています。

背景：入れ歯の噛合せの不良や、内科的疾患が要因となっています。性別による差はほとんどありません。

○口腔機能リスク

一般高齢者のリスク保有者割合は、市全体で25.3%

圏域：「高篠地区」が33.3%で最も高く、市平均を8.0ポイント上回っています。

背景：「半年前に比べて堅いものが食べにくくなった」では75歳から増加傾向にあり、「噛む」「呑み込む」といった機能が衰えてきています。また「定期的な歯科健診の受診」も6割から7割が受診していない状況です。

○物忘れリスク

一般高齢者のリスク保有者割合は、市全体で34.7%

圏域：「吉田地区」が37.5%で最も高く、市平均を2.8ポイント上回っています。

背景：軽い物忘れについては、女性の75歳から緩やかに増加し、85歳以上では4割近くに達しています。また、「今日が何月何日かわからないことがある」も80歳から増加がはじまっています。

○知的能動性低下者・社会的役割低下者

一般高齢者のリスク保有者割合は、市全体で「知的能動性低下者」16.9%

「社会的役割低下者」19.7%

背景：「年金などの書類が書けない」では、女性の75歳から増加し、85歳以上では4割近くに達しています。「新聞・本・雑誌を読まない」も加齢とともに増加傾向にあります。また、地域活動の参加割合では、軽度認定者では「老人クラブ」への参加が13.0%と一番多く、一般高齢者では、「趣味関係のグループ」が36.4%、「町内会・自治会」35.8%で参加割合が最も高くなっています。

○二次予防事業対象者出現割合

一般高齢者の中で二次予防事業対象者の出現率が、35.3%

圏域：「高篠地区」が42.7%で最も高くなっています。

背景：「二次予防事業対象者」は、要支援・要介護状態になる可能性が高く、介護保険給付費に大きく影響する可能性があります。そこで二次予防事業対象者を悪化させないよう二次予防に取り組むとともに、事業への参加の呼びかけや見守りを行うなど、事業参加への誘い出しの工夫や魅力ある予防プログラム等の開発が今後の課題となっています。また平成29年度からは、新しい介護予防・日常生活支援総合事業へのサービスへの移行となり、高齢者の方たちの参加を促し、介護予防と自立支援を進めていきます。

(3) ケアマネジャー調査結果

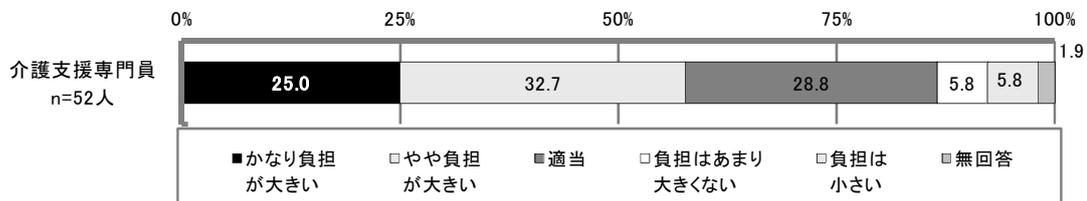
※それぞれの質問の回答者数をnと表記しています。

%は小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位までを表記しています。したがって、回答の合計が必ずしも100%にならない場合(99.9%、100.1%など)があります。た、回答者が2つ以上回答することのできる質問(複数回答)については、%の合計が100%を超えることがあります。

①現在の業務量についてどのように思いますか。(1つに○)

業務量の負担感は“やや負担が大きい”が32.7%、“かなり負担が大きい”の25.0%と合わせると57.7%が「負担が大きい」と感じています。また、“適当”は28.8%となっています。

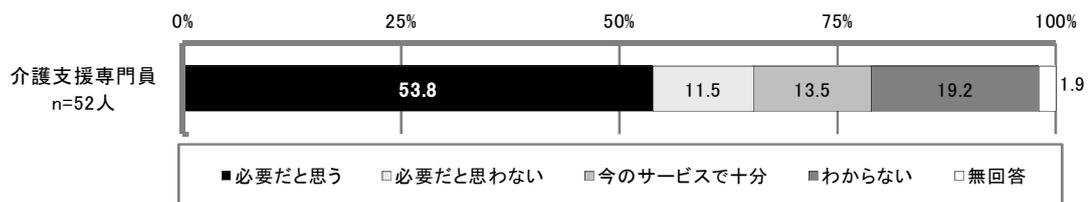
《図表3-4 業務量の負担感》



②24時間対応の定期巡回・随時対応サービスは必要だと思いますか。(1つに○)

24時間対応の定期巡回・随時対応サービスは“必要だと思う”が53.8%、“わからない”が19.2%となっています。

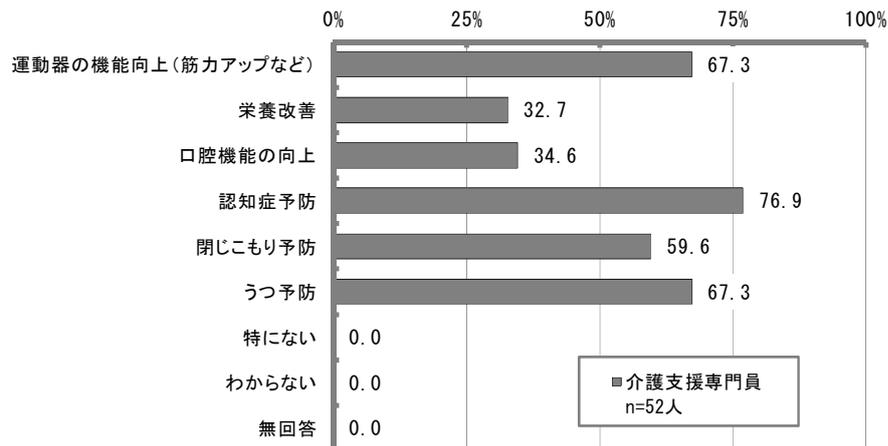
《図表3-5 24時間対応の定期巡回・随時対応サービスの必要性》



③今後充実させるべきだと思う介護予防事業はありますか。(〇はいくつでも)

今後充実させるべきだと思う介護予防事業は、“認知症予防”が76.9%と最も高く、次いで“運動器の機能向上(筋力アップなど)”と“うつ予防”も67.3%となっています。また、“閉じこもり予防”が59.6%となっています。

《図表3-6 今後充実させるべきだと思う介護予防事業》



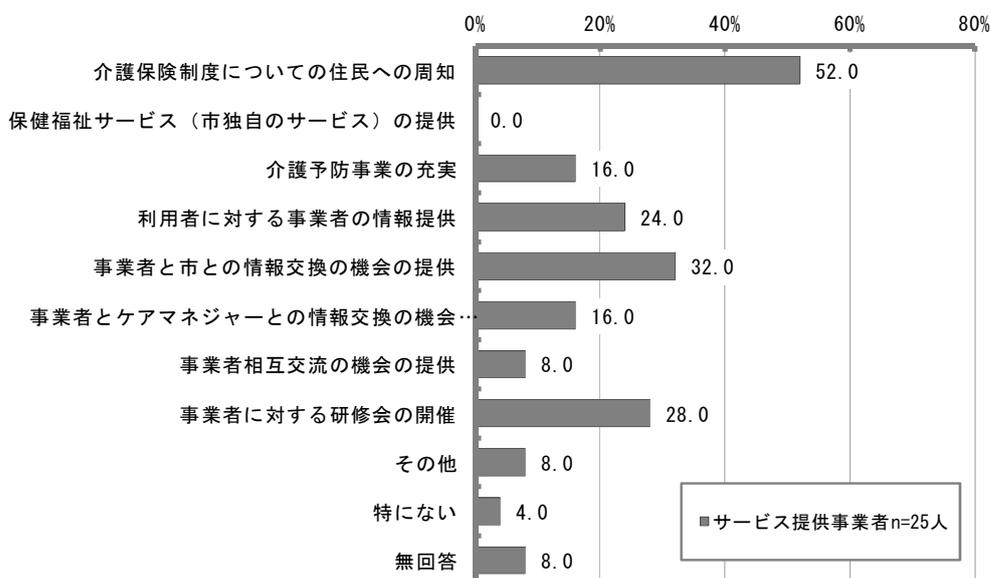
(4) サービス提供事業者調査結果

①介護保険制度を円滑に推進するために、どのようなことが必要だと思いますか。

(該当するものすべてに〇)

“介護保険制度についての住民への周知”が52.0%と最も高く、次いで“事業者と市との情報交換の機会の提供”が32.0%となっています。

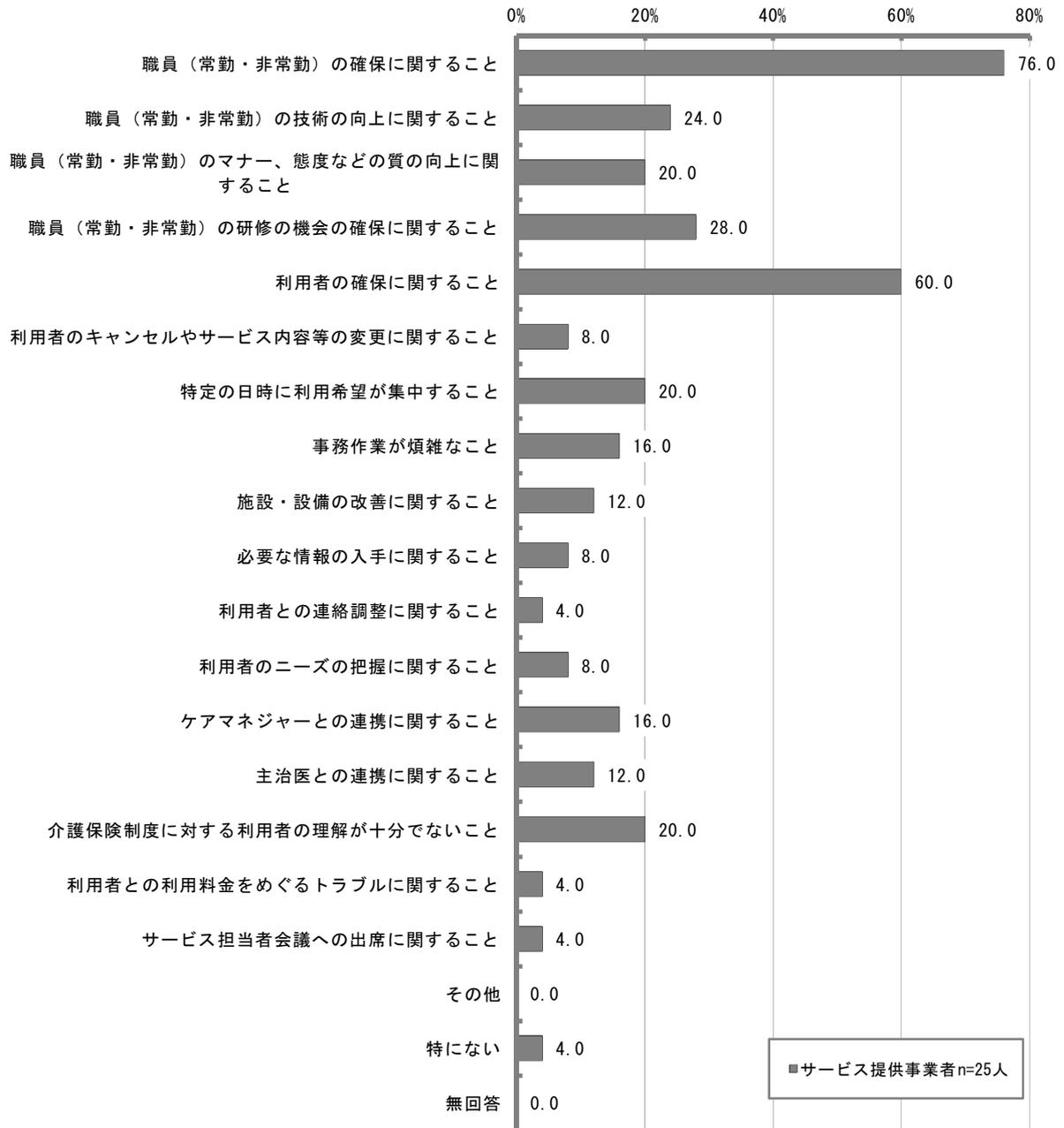
《図表3-7 介護保険制度を円滑に推進するために必要なこと》



②事業運営上、課題や困っていることはありますか。(該当するものすべてに○)

“職員（常勤・非常勤）の確保に関すること”が76.0%と最も高く、次いで“利用者の確保に関すること”が60.0%となっています。

《図表3-8 事業運営上、課題や困っていること》

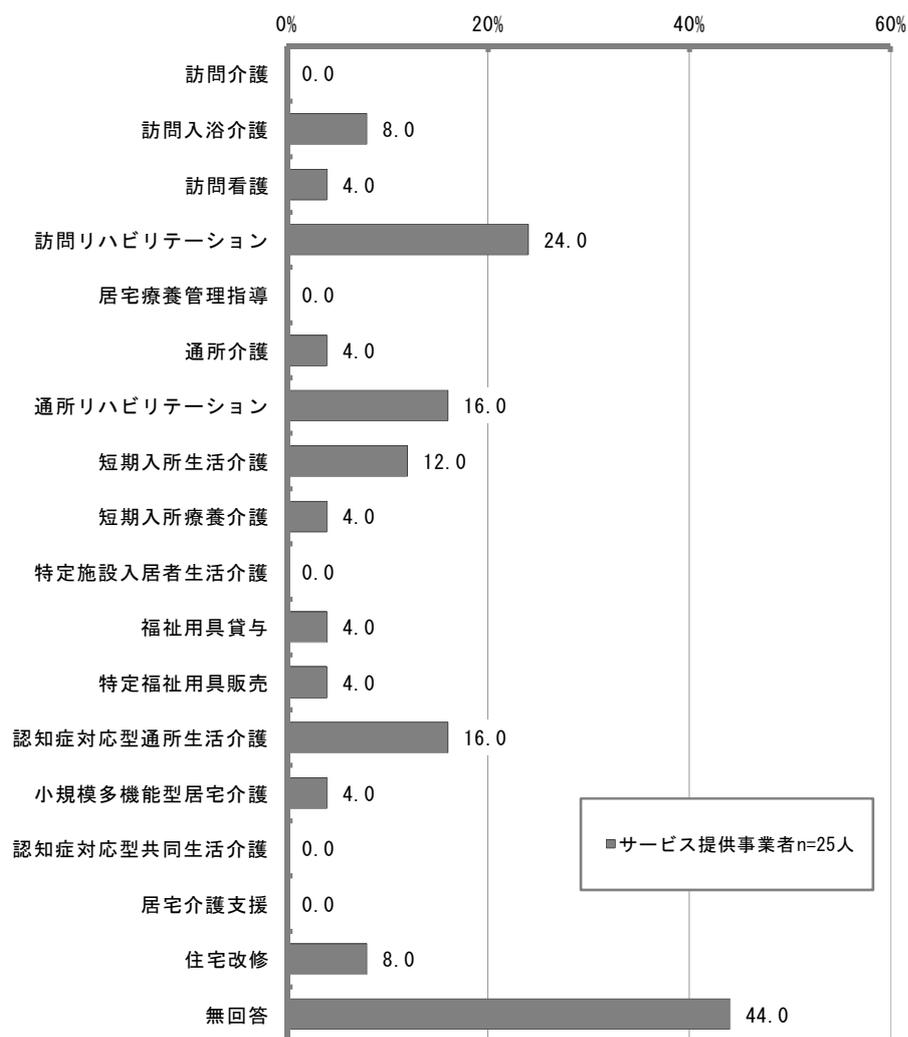


③秩父市内で、サービス提供量が不足していると思うサービスはありますか。
 (該当するものすべてに○)

■介護予防サービス

“訪問リハビリテーション”が24.0%と最も高く、次いで“通所リハビリテーション”と“認知症対応型共同生活介護”が16.0%となっています。

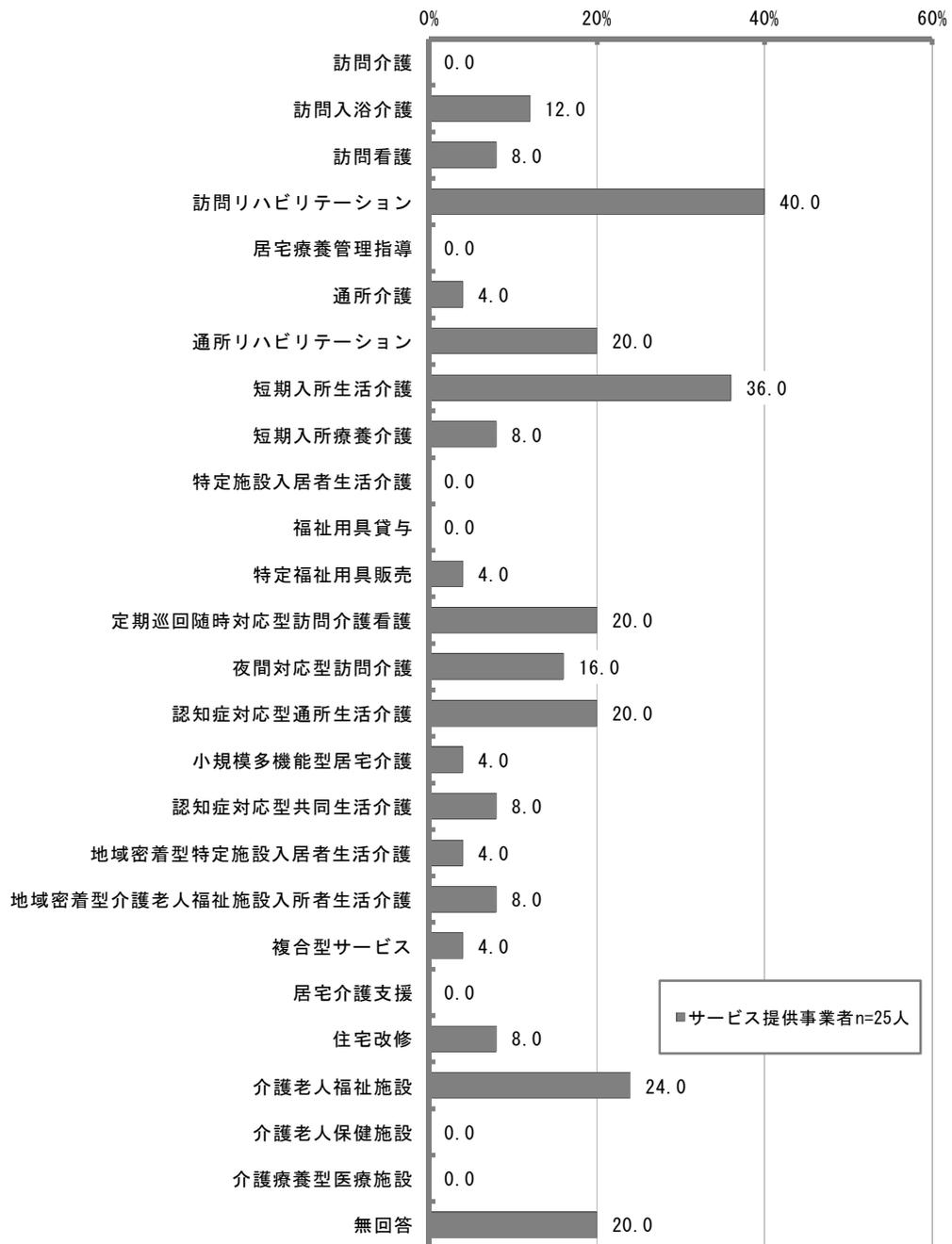
《図表3-9 サービス提供量が不足していると思うサービス》



■介護サービス

“訪問リハビリテーション”が40.0%と最も高く、次いで“短期入所生活介護”が36.0%、“介護老人福祉施設”が24.0%となっています。

《図表3-10サービス提供量が不足していると思うサービス》



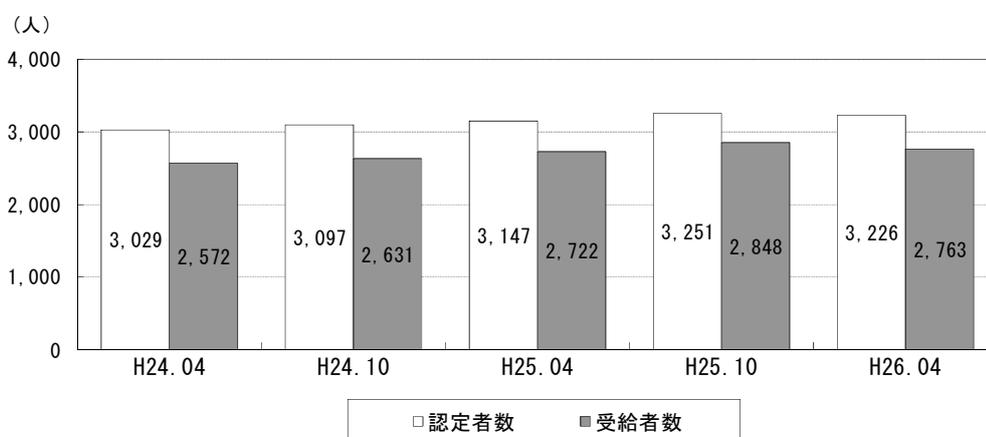
第2節 前期計画（平成24年度～26年度）の評価

1 介護給付実績の状況

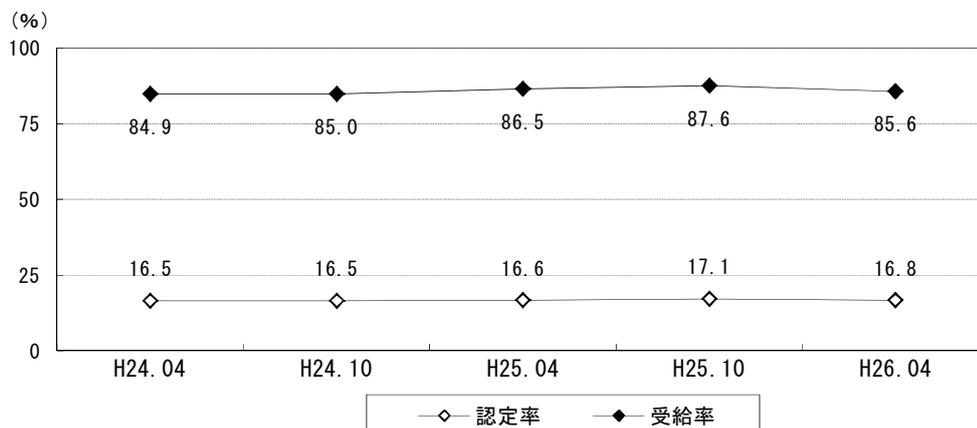
(1) 認定者と受給者等の状況

平成26年4月の要支援・要介護認定者数は3,226人、認定率は16.8%となっています。認定者数および受給者数ともに増加傾向で推移しています。認定を受けても、医療機関に入院又は利用されない方もおり、受給率は、平成24年4月以降85%前後で推移しています。

■図表3-11 認定者と受給者



■図表3-12 認定率と受給率

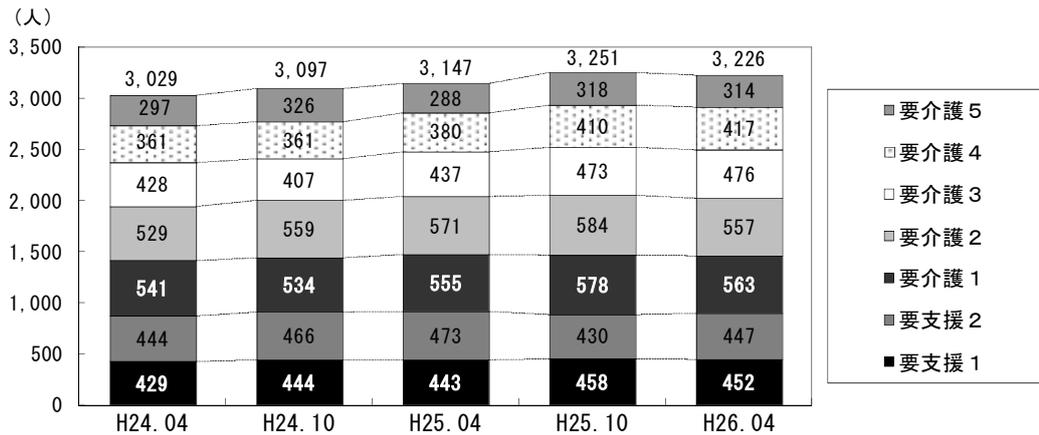


資料：介護保険事業状況報告

平成26年4月の要支援・要介護度別の認定者数は、要支援認定者が899人（27.9%）、要介護認定者が2,327人（72.1%）と、おおむね3：7の比になっています。

平成24年4月と比較すると、認定者全体では197人増加しているほか、要介護度別では要介護4が56人、要介護3が48人、要介護2が28人、それぞれ増加しています。

■図表3-13 要支援・要介護度別認定者数



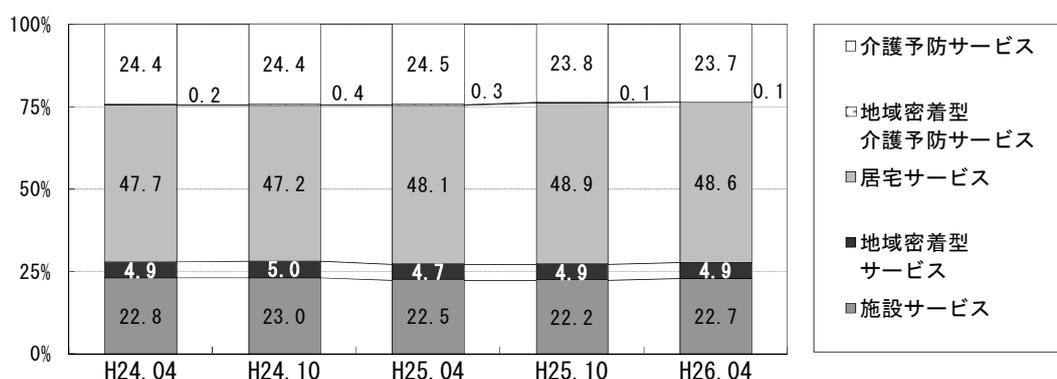
資料：介護保険事業状況報告

(2) 予防・介護給付別の利用状況

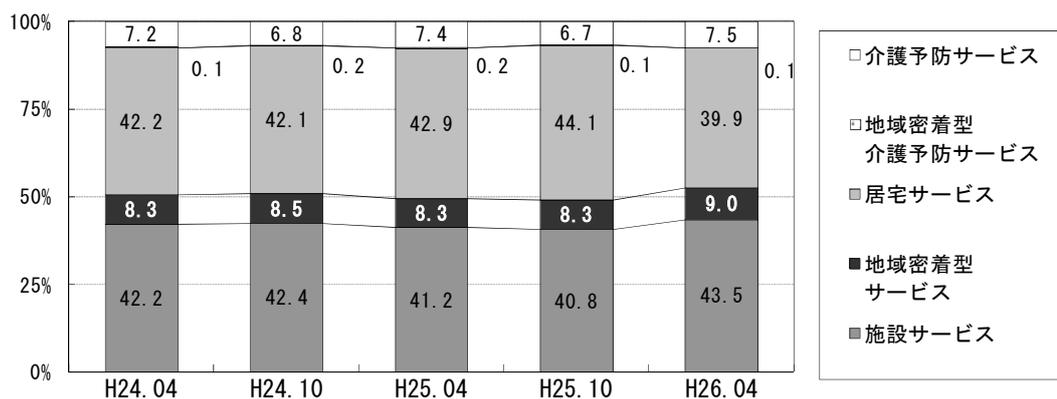
介護保険サービス利用者数に対する介護予防サービス利用者の割合は、平成26年4月の時点で23.7%となっており、同月の給付費の割合は7.5%とほぼ横ばいです。

介護給付サービスをみると、平成26年4月の利用者の割合は、居宅サービスが48.6%、施設サービスが22.7%、地域密着型サービスが4.9%となっており、平成24年から大きな変化はみられません。給付費の割合は、居宅サービスが39.9%、施設サービスが43.5%、地域密着型サービスが9.0%となっており、居宅サービスの割合がやや減少し、施設サービス、地域密着型サービスの割合がやや増加しています。

■図表3-14 予防・介護給付別の利用者数の割合



■図表3-14 予防・介護給付別の給付費の割合



資料：介護保険事業状況報告
注) 第2号被保険者を含む。

2 基本方針ごとの評価

基本方針1 高齢者の生きがいくくりとサポート体制の充実

①高齢者自身によるサポート体制

いきがいセンターや福祉交流センターの利用者が増加傾向にありますが、参加者はごく限られた地域の高齢者となっています。また、公民館活動や地域の活動に参加するなど地域の交流が図られています。いきがいセンターにあるトレーニングマシンを利用し、介護予防運動教室やリハビリトレーニングなど健康運動指導士が指導することにより、効果を期待することができます。

また日頃から、「かかりつけ医」や「かかりつけ歯科医」を持つようにするなど、医療との関係づくりや、高齢者においても元気なうちからの健康づくりを進めていくことが望まれます。

②認知症高齢者支援対策の充実

秩父市社会福祉協議会の協力のもと、認知症サポーター養成講座を継続実施し、認知症に関する知識の普及を図ってきました。これまでは各町会の長寿クラブや民生委員・児童委員、小・中学校、銀行、病院、福祉施設等を対象に一定の成果を上げていますが、生徒数の減少や長寿クラブ等の受講が一通り終了したため、養成人数が伸びていない状況です。

今後も増加が懸念される認知症高齢者やその家族を支援するためには、地域の認知症に対する正しい理解と対応が重要であり、新たな受講対象を開拓するとともに、引き続き、幅広い年代の方を対象に、講座を開催していく必要があります。

また、認知症高齢者の権利や利益を守るため、成年後見制度の周知を図ってきましたが、成年後見制度に関する相談件数は少なく、十分とはいえません。今後も成年後見制度が円滑に利用できるよう、周知を図るとともに、相談や手続きの助言等を行い、制度の活用促進に努める必要があります。

③介護負担の軽減

家族介護用品等の支給をすることにより、経済的負担の軽減は図られています。周知を図り、また介護する家族の「心のケア」についても対応を検討していくことが望まれます。

④在宅サービスの充実

二次予防事業のデイサービスやホームヘルパー事業については、利用者が若干伸びております。在宅生活を維持させるために利用者の拡充を図っていくよう推進していく必要があります。

基本方針2 健康づくりと介護予防の充実

①地域支援事業

総合相談事業については、高齢者本人や家族、関係機関等からの相談件数は増加傾向にあり、相談内容も複雑多岐にわたっています。今後も「地域包括支援センター通信」の配布や、市報ちちぶへの「地域包括支援センターだより」の掲載により、地域で高齢者を支える見守りの重要性について啓発し、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、支援していく必要があります。

高齢者虐待に対する取組については、虐待に関する相談件数も増加傾向にあり、相談内容も複雑化し、対応に苦慮する事例も多くなっています。今後も高齢者虐待防止に向けた啓発活動や、速やかに事例に対応できるよう、関係機関と連携しながら支援に努める必要があります。

また、ケアマネジャーへのサポートとして、ケアマネジメントのスキルアップのため研修会を毎年実施するとともに定期的な連絡会議を開催し、介護保険に関する情報交換も行ってきました。

②介護予防事業の充実

70歳、73歳、76歳、79歳になる高齢者（要支援・要介護認定を受けている高齢者は除く）を対象に「介護予防のためのいきいきチェックリスト」（二次予防事業対象者把握事業）を実施しました。その結果、二次予防事業対象者に判定された高齢者には、運動器機能向上事業（いきいきころばん教室）、口腔機能向上と栄養改善の複合型事業（歯つらつモリモリ教室）への参加を積極的に勧めてきました。また、一次予防事業対象者に対しては、介護予防普及啓発事業（出前講座、いってんべえ）や介護予防活動支援事業（いきいき倶楽部）等を町会や長寿クラブを中心に実施することができました。

③地域包括支援センターの機能強化

高齢者相談支援センター、居宅介護支援事業所、サービス提供事業所はもとより、医療機関（各病院の医療ソーシャルワーカーや薬剤師会等）、行政機関、地域の民生委員・児童委員、在宅福祉員との連携による個別のケース検討会（地域ケア会議）をすべての地域で開催し、地域ごとの課題解決に向けた多職種共同による連携が一層強化されました。今後も地域ケア会議の充実や、医療と介護の連携を推進していく必要があります。

基本方針3 要介護者支援の充実

①介護認定者の重度化予防

住み慣れた地域で健康に生活していくために、地域包括支援センターやケアマネジャーと連携を取りながら介護保険サービスの適正な利用の促進を行い、また秩父郡市歯科医師会と連携して、在宅で療養している方の訪問診療体制の整備や介護事業所を対象とした口腔ケアの研修会を開催し口腔機能向上を図り、介護認定者の重度化の防止に努めました。

②サービス基盤の整備

住み慣れた環境・地域できめ細かく配慮されたサービスの提供が受けられるよう、公募により地域密着型サービス事業所を募集し、地域密着型介護老人福祉施設1か所、小規模多機能型居宅介護4か所、認知症対応型通所介護1か所を新たに整備しました。日常生活圏域や事業所の種類によっては今後も整備が必要な状況となっています。

③介護給付の適正化

介護保険制度における要介護認定は、給付の前提となるものであり、全国一律の基準に基づき、客観的かつ公平・公正に行い、保険者間の平準化を図る必要があります。

そこで、埼玉県の専門調査員を講師として招き、認定調査員に対し研修会を開催し、また、認定調査担当者、介護認定調査員を県主催の研修会に派遣し、適正な要介護認定に努めました。

また、事業者の提供する個々のケアプランが、利用者が必要とするサービス内容に結びついているかを確認指導し、事業者の意識を高め、ケアプランの質的向上を図ることで、不適切なサービス提供を改善し、給付の削減を図りました。

④市民への情報提供の充実

65歳到達者への介護保険証の送付の際には、制度がわかるパンフレットを同封し、制度への理解を深めてもらうようにしました。

平成24年度には介護保険市民説明会を市内11か所で開催し、第5期介護保険事業計画の周知を行うとともに、介護予防の普及も行いました。

また、介護サービスに関するパンフレットや、市が作成した介護サービスマップの配布を行い、利用しやすいように努めました。

第3節 課題の整理と対策

秩父市の高齢者の現状、アンケート調査、第5期介護保険事業の状況、保健福祉事業の状況から、高齢者福祉および介護保険事業に関する課題を整理しました。

- 総人口は減少傾向にあるものの、いわゆる団塊の世代が平成25年には65歳となり、高齢者人口は増加傾向が続き、平成26年で28.9%となっています。平成28年には約3割が高齢者になると予測され、団塊の世代が75歳となる平成37年には高齢化率33.2%で、40～64歳人口と同じ割合になると予測されています。
- 要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、要介護3、要介護4の増加率が高くなっています。また、施設入所にも限りがあり、今後も在宅での生活を希望されている方が多いことから、地域包括ケアシステムの構築をめざしていきます。
- 日常生活圏域ニーズ調査では要介護状態等になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）割合が35.3%となっており、最も高い「高篠地区」では4割を超えています。今後も地域の実情に応じた介護予防事業の充実を図ります。
また、閉じこもりリスクが他の地区にくらべ、「大滝地区」で多くなっています。今後閉じこもり予防や転倒リスク予防、口腔機能の対策等として、「大滝地区」を含め、各地域にサロン事業などを展開し、地域住民が集い、茶トシなどの介護予防体操や口腔機能の指導等を行い、徐々に地域主体で運営できるように進めていきます
- ケアマネジャー調査結果では、充実させるべき介護予防事業は「認知症予防」が76.9%で最も多く、次いで「うつ病」「運動器の機能向上」が各67.3%となっており、地域包括支援センターを中心に必要な事業を展開していきます。
- ケアマネジャー調査結果では、定期巡回・随時対応サービスについて「必要だと思う」が53.8%となっており、要望も高いことから事業所を募り、整備を進めていきます。
- サービス提供事業者調査結果では、介護保険制度を円滑に推進するためには「介護保険制度の住民への周知」が5割を超えており、第6期計画では、新しい総合支援事業を踏まえ、一般高齢者への周知を進めていきます。
- サービス提供事業者調査結果では、本市で不足しているサービスは「訪問リハビリテーション」で介護予防サービスが24.0%、介護サービスが40.0%で最も高くなっています。地域特性によりニーズが異なることから、サービス提供体制を進めていきます。

上記以外の新たな課題に対しては、秩父地域（各圏域ごと）の特性を踏まえ、効果的できめ細かなサービスが提供できるよう、秩父市独自の地域包括ケアシステムにより対応していきます。

第4章 計画の基本的考え方

第1節 基本理念

**高齢者の尊厳が保たれ
住み慣れた地域で安心して住み続けられるまち
(助けあい温もりの感じられるまち)**

本計画を推進するためには、第一に「高齢者の意思を尊重する」社会とすることが重要です。介護が必要になったり、何らかの社会的な支援が必要になった時にも、自身の社会的役割を自覚し、要介護状態が悪化することを予防し、その有する能力の維持向上に努め、地域とのつながりを保ちながら、高齢者自らの意思によって様々なサービスや支援を受けることのできる社会をめざします。この考えは、介護保険制度の基本理念に通ずるものです。

第二に「助けあい温もりの感じられる」地域社会とすることです。平成19年度に制定した、明日の笑顔は世代をこえて!「子育て支援・元気長寿のまち」宣言に基づき、高齢者の暮らしを地域社会全体で支え、住み慣れた地域や家庭で安心して通常の生活を継続でき、きめ細かなサービスを受けることが可能な社会をめざします。これは、在宅生活を基本としつつ、施設入所となってもできる限り近くの施設への入所が可能となる、地域に根ざしたサービスを基本とした社会です。

第三に「住み慣れた地域で安心して住み続けられる」という基本理念を持続するために、市民と市と介護事業関係者等の間で、自立支援や介護予防といった目的や、高齢者自らが健康に努め、介護予防に取り組むという意識を共有(注1 規範的統合)する必要があります。

このような社会をつくるために、市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の基本理念を定めています。

注1：規範的統合とは、秩父市と高齢者自身や高齢者を支える人（介護事業者だけでなく、医療機関や地域の人々も含めます。）など幅広い関係者が、秩父市が示す基本方針の背景についても十分理解を深めて、目指すべき目標等を共有することを言います。

具体的には、秩父市の10年後（2025年）を見据えた対策などを、秩父市、医療関係者、介護職関係者、市民自身がその対策への必要性を共に理解していくことを言います。

第2節 基本的な考え方

I 地域包括ケアシステムの構築について

1 日常生活圏域の設定

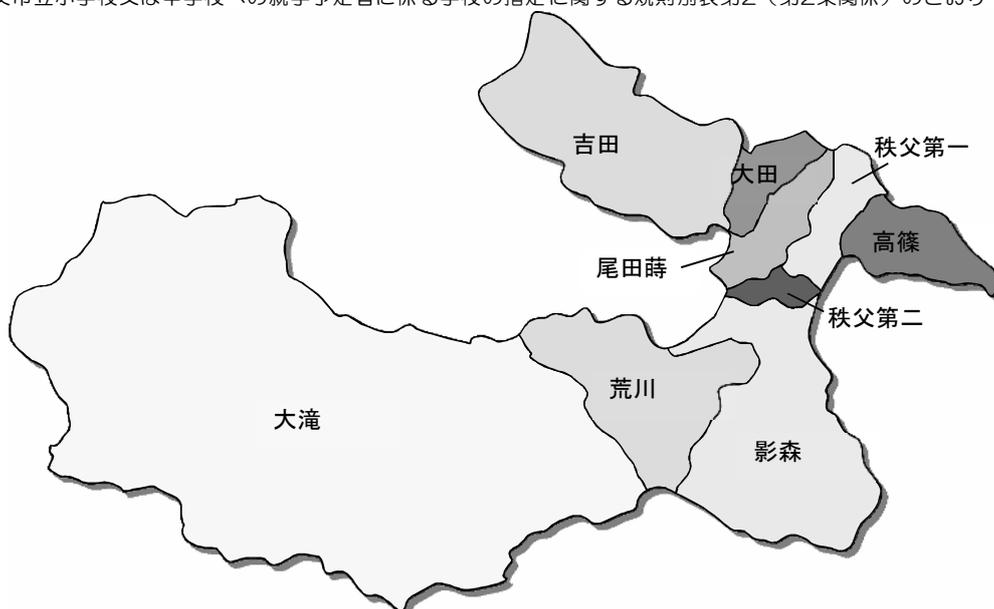
地域の高齢者が住み慣れた地域で、適切なサービスを受けながら生活できるよう、地域における地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、本市では日常生活圏域を9つの中学校区を圏域として設定しています。

日常生活圏域においては、地域包括支援センターを中心に地域の施設およびマンパワーとの連携を図り、元気な高齢者への介護予防事業から要介護高齢者に対する介護サービスまで幅広い支援を行い、地域ケア体制の中心的役割を担っていきます。

■図表4-1日常生活圏域内の地区

圏域名	地区
秩父第一中学校区	宮側町、番場町、道生町、中村町（一丁目、四丁目）、桜木町、金室町、永田町、柳田町、阿保町、大畑町、滝の上町、上宮地町、中宮地町、下宮地町、大宮（上宮地町、中宮地町、下宮地町）、相生町、大野原、黒谷
秩父第二中学校区	日野田町、野坂町、大宮（日野田町、野坂町）、熊木町、上町、中町、本町、上野町、東町、中村町（二丁目、三丁目）、近戸町、別所
尾田蒔中学校区	寺尾、蒔田、田村
高篠中学校区	山田、栃谷、定峰
大田中学校区	太田、伊古田、品沢、堀切、小柱、みどりが丘
影森中学校区	久那、上影森、下影森、浦山、和泉町
吉田中学校区	下吉田、吉田久長、吉田阿熊、上吉田、吉田石間、吉田太田部
(旧)大滝中学校区	大滝、中津川、三峰
荒川中学校区	荒川久那、荒川上田野、荒川日野、荒川小野原、荒川白久、荒川贄川

※秩父市立小学校又は中学校への就学予定者に係る学校の指定に関する規則別表第2（第2条関係）のとおり



2 ちちぶ版地域包括ケアシステムの構築

高齢者が可能な限り住み慣れた地域での生活を維持できるようにするため、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度に向け、在宅医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を早期に実現する必要があります。

具体的には市内の中学校区ごとの生活圏域で地域包括支援センターや高齢者相談支援センターが中心となり、その地域に係る医師・看護師・リハビリ職・薬剤師・保健師・介護職・地域の関係者（民生委員・在宅福祉員など）が参加して意見を交換する個別のケア会議を定期的に行い、その中で見えてくる地域ごとの課題等を積み上げ分析します。

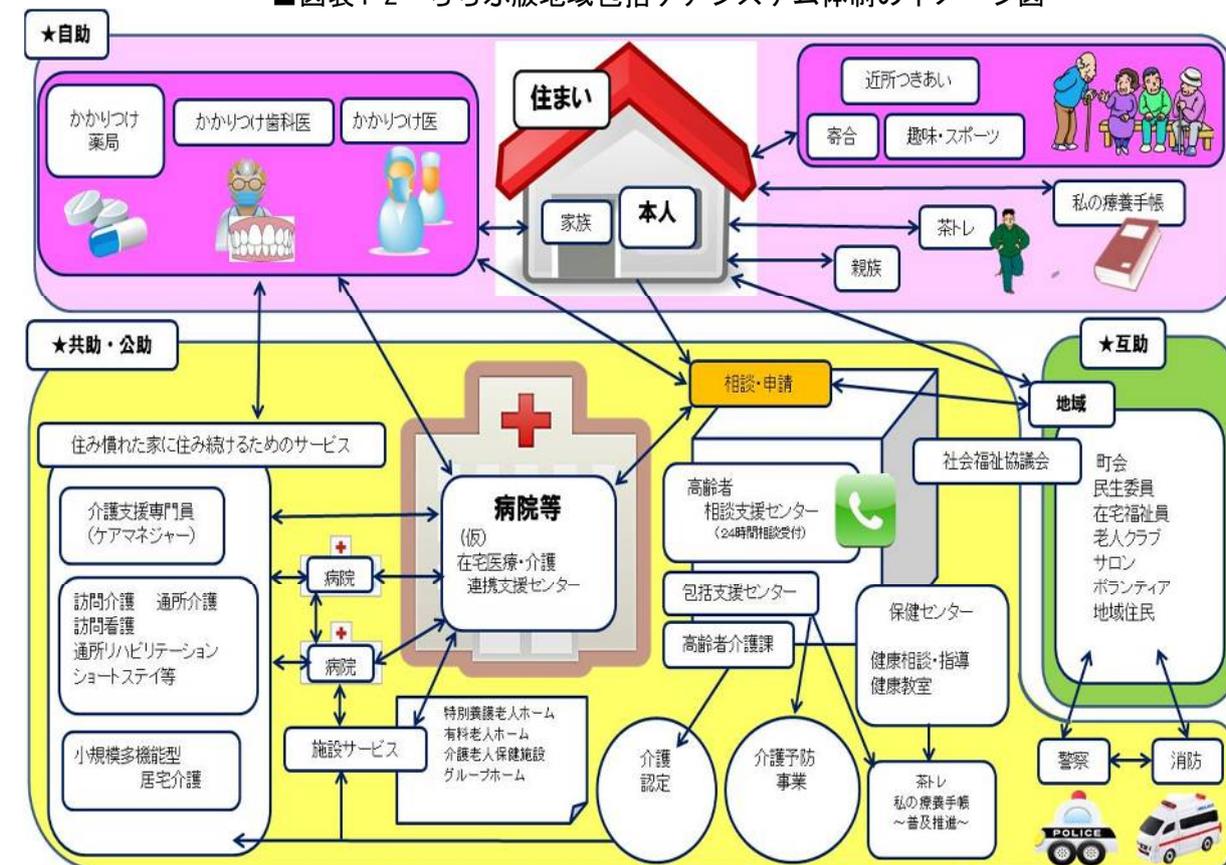
次にそれぞれの地域で確認された課題等を、各地域の代表者等が参加する秩父市のケア推進会議において、資源開発や福祉の総合政策形成に繋げます。

また、秩父地域は、介護サービスや医療の受診状況等が秩父郡市全域にわたるケースが多く、秩父地域全体での多職種が連携したネットワークやちちぶ定住自立圏での事業を活用する秩父地域の1市4町が連携した「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の構築を進めます。

こうした組織を有効に機能させ、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策に加え居住に関する施策も包括的に推進するよう努めます。

そして、ちちぶ版地域包括ケアシステムの構築にあたっては、サービス提供者と利用者の「支える側」「支えられる側」という画一的な関係性ではなく、高齢者も支え手として社会参加等を進め、世代を超えて地域住民がともに支え合う地域づくりをめざします。

■図表4-2 ちちぶ版地域包括ケアシステム体制のイメージ図



Ⅱ 地域包括ケアシステム構築のための重点取組み

1 在宅医療・介護連携の推進

今回の制度改正において創設された在宅医療・介護連携の推進は、介護保険法の中で恒久的な制度として位置づけられています。

在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進します。

平成27年4月より順次取組み、平成30年4月までに整備していきます。事業内容は、以下のとおりです。

- ①地域の医療・介護の資源の把握
- ②在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- ③切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進
- ④医療・介護関係者の情報共有の支援
- ⑤在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ⑥医療・介護関係者の研修
- ⑦地域住民への普及開発
- ⑧在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携

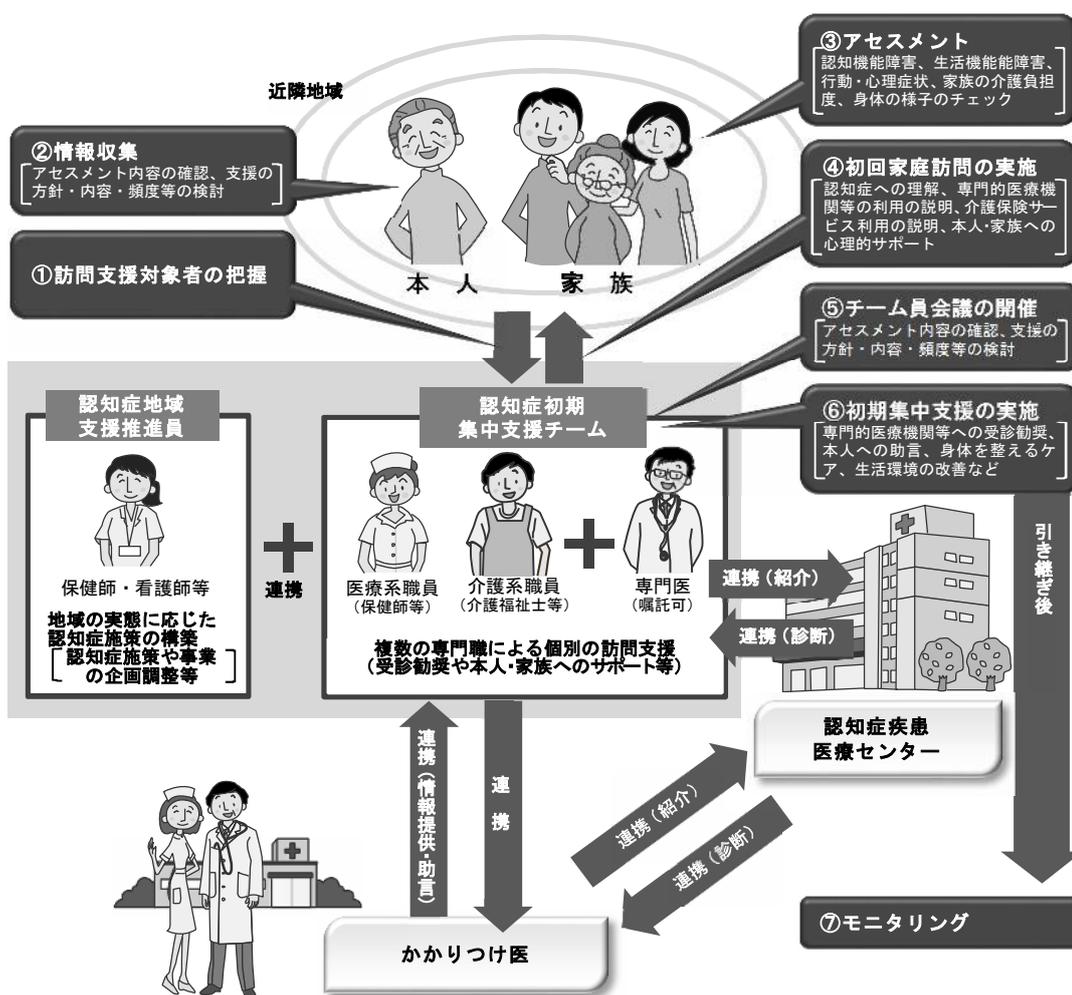
2 認知症施策の推進

これまでの主な認知症施策は、受診・対応の遅れによる症状の悪化、地域で認知症高齢者とその家族への支援体制が不十分、医療・介護従事者が現場で係がとれた対応ができていないケースがある等、さまざまな課題が指摘されてきました。また、介護サービス利用者にも認知症高齢者が多く含まれていることや、認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ以上の認知症高齢者が多いなど、地域の実情に応じた対応が必要です。

今後は、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づき、初期集中支援チームを整備し、認知症の早期診断・早期対応とともに、地域支援推進員による相談対応等により認知症高齢者でも生活できる地域の実現をめざします。また、ケア向上の推進にも努めます。平成27年4月より順次取組み、平成30年4月までに整備していきます。

それに加えて、これまで地域で培われてきた認知症高齢者を支える取組を整理し、認知症高齢者やその家族、地域住民に対して認知症の生活機能障害に応じた支援内容を体系的に紹介した「認知症ケアパス」を作成し、今後ますます増加する認知症高齢者を地域でいかに支えていくかを周知します。

■図表4-3 認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員のイメージ



3 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者が増加するなか、高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくためには、医療・介護サービスの充実を図るとともに、日常生活を支えていく生活支援サービスの体制整備を同時に図っていくことが不可欠です。また、地域の中で役割を持って活動・生活することが生きがいや介護予防にもつながっていきます。

こうした生活支援サービスや社会参加へのニーズは、地域の高齢化や社会資源等の状況に応じてさまざまなものが想定されるため、できるだけ多様な主体（NPO、民間企業、協同組合、社会福祉法人、ボランティア等）の参画を得ながら連携体制を構築し、それぞれの主体の持ち味を活かした地域の支援体制の充実・強化を図ります。

今回の法改正では、生活支援サービスの体制整備を促進する事業を地域支援事業の包括的支援事業に位置づけ、地域の体制整備を推進する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や、その活動を支える協議体の設置などの体制整備を行いながら、取組を推進します。平成27年4月より順次取組み、平成30年4月までに整備していきます。

4 高齢者の居住安定に係る施策との連携

住まいは地域包括ケアシステムの基礎となるため、地域においてそれぞれの生活のニーズに合った住まいが提供され、かつ生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活の実現が、保健・医療・介護などサービス提供の前提となります。

このため、持家や賃貸住宅の住宅改修支援に加え、生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、老人ホームやサービス付き高齢者住宅等に関する整備目標などについて、必要に応じて県と連携を図っていきます。

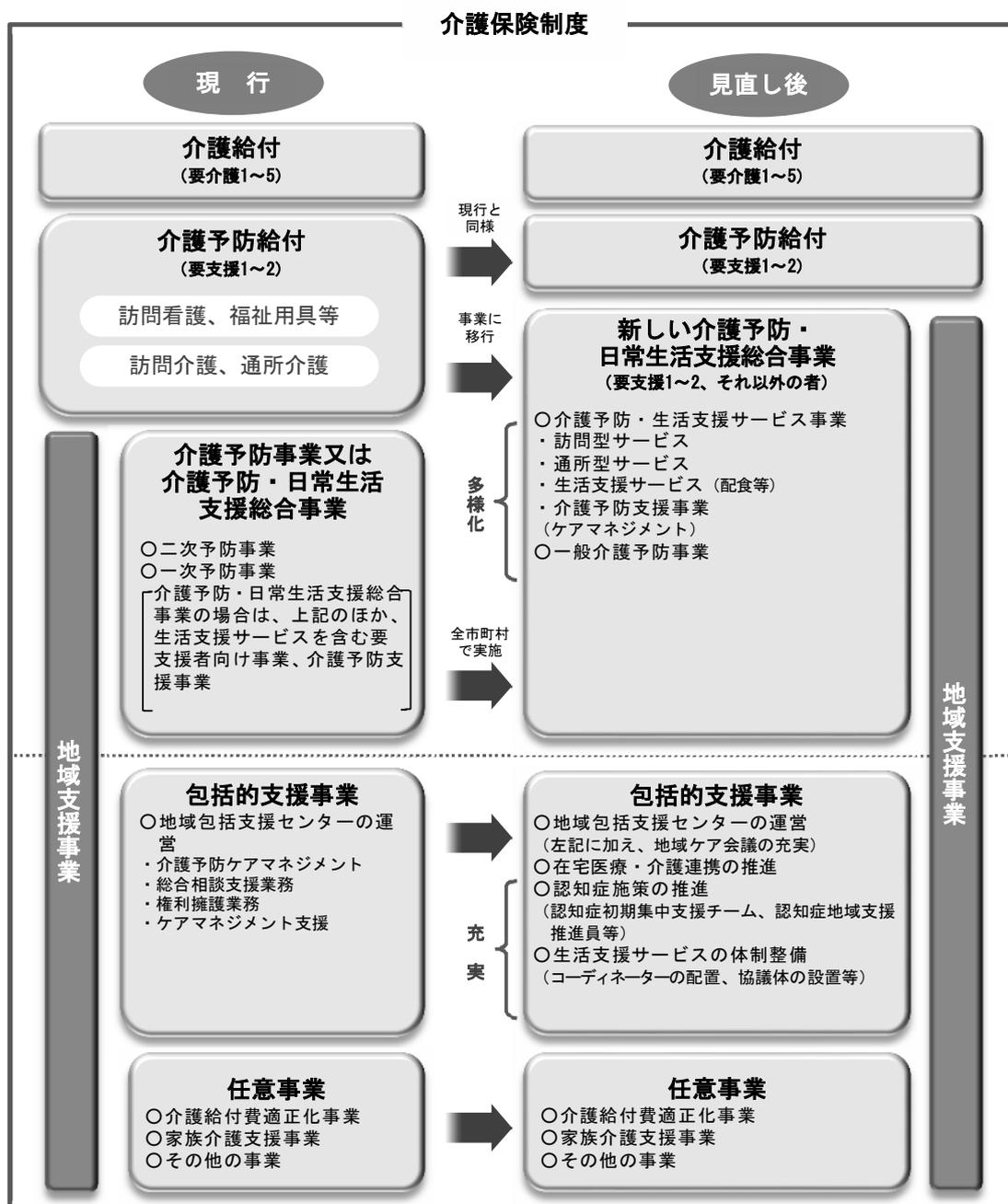
市では低所得者や家族からの支援が受けられない高齢者のために、生活支援ハウスのさらなる活用を図っていきます。また市営住宅についても、建築住宅課と連携を図っていきます。

Ⅲ 地域支援事業の制度改革

1 介護予防・日常生活支援総合事業への移行

今回の制度改革では、消費税財源も活用しながら地域支援事業を充実し、新たな包括的支援事業に「在宅医療・介護連携の推進」「認知症施策の推進」「地域ケア会議の推進」「生活支援サービスの体制整備」に係る事業が位置づけられています。また、地域包括ケアシステム構築に向けた中核機関である地域包括支援センターの体制強化を図ります。

■図表4-4 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）の構成



2 総合事業の導入背景と実施時期

介護保険法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の導入は、団塊の世代が75歳以上となる平成37年に向け、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、市が中心となって介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築が背景となっています。そのために総合事業は、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実することで地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とします。

総合事業では、住民主体の多様なサービスの充実を図り、要支援者等の選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図ります。また、住民主体のサービス利用の拡充による支援の充実や利用普及、高齢者の社会参加の促進や要支援状態を予防する事業の充実によって元気な高齢者の増加をめざし、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開によって要支援状態からの自立促進や重度化予防の推進等により、結果として費用の効率化をめざします。

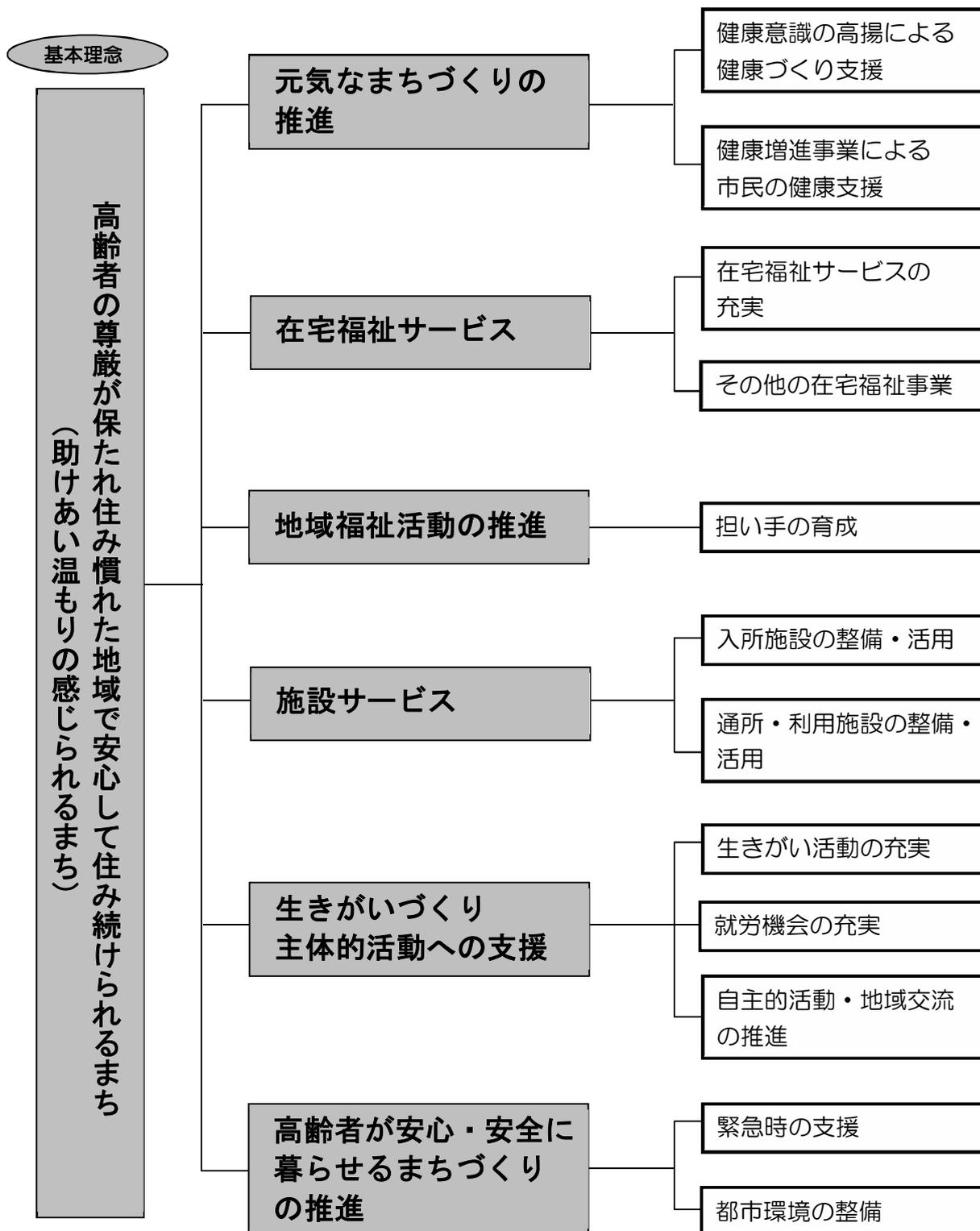
なお、総合事業は平成28年度より開始を予定しています。

3 地域包括支援センターの機能強化

地域包括支援センターは、担当課との緊密な連携を図りながら、地域の最前線に立ち、高齢者の総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメントおよび地域ケア会議を通じたケアマネジメント支援等に加え、平成27年度以降は、「在宅医療・介護連携の推進」「地域ケア会議の推進」「生活サービス体制整備」など、地域包括ケアシステム構築に向け重要な機関としての体制強化を図ります。また、効果的なセンター運営に向けた取り組みとして、中長期的な視野のもとで事業の随時見直しを行い、その強化を図ります。

第3節 施策の体系

1 介護保険対象外サービス等の推進



2 介護保険サービス等の推進

基本理念

高齢者の尊厳が保たれ住み慣れた地域で安心して住み続けられるまち
(助けあい温もりの感じられるまち)

介護保険サービス

居宅サービス・
介護予防サービス

地域密着型サービス

施設サービス

サービス利用の推進

地域支援事業

介護予防事業

※平成28年度より総合事業へ移行

包括的支援事業

任意事業

第5章 介護保険対象外サービス等の推進

第1節 元気なまちづくりの推進

1 健康意識の高揚による健康づくり支援

以下の3つの事業について、実施していきます。

- a 自発的な健康づくりの推進
- b 健康づくり団体の活動推進
- c 市民参加による健康づくりの推進

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■市民の健康づくりと健康意識の高揚をめざし、「健康ちちぶ21」を推進し「家庭・地域で健康を分かち合い、喜び合える」「一人ひとりが自分の健康を知って、意識して行動をできる」社会の実現のため、市報や健康カレンダー、保健センターまつりや健康教育等の保健事業を通じて、健康で充実した人生づくりの知識を普及する活動に努めます。 また、各健康づくり団体や関係機関に健康関連情報の提供等を行い、市民参加による健康づくり活動支援を行います。 ■秩父地域1市4町で推進する「ちちぶ定住自立圏」で、高齢に伴い増加する「ロコモティブシンドローム（運動器症候群）」（骨や筋肉、関節などの障害により要介護になるリスクの高い状態、または要介護や寝たきりになってしまう状態）の発症予防に役立つ「ちちぶお茶のみ体操」の普及を推進します。 ■「ちちぶ定住自立圏」で様々な疾患の原因となる口腔機能の低下を防止するため、秩父郡市歯科医師会と連携を取りながら、口腔機能の向上につながる取組みと歯科検診の重要性を啓発します。 ■高齢者の在宅生活を充実するために、医療や介護等の情報を集約した「私の療養手帳」（「私の療養手帳」委員会、秩父郡市医師会、ちちぶ医療協議会発行）の活用を推進します。
-------	---

2 健康増進事業による市民の健康支援

以下の2つの事業について、実施していきます。

- a 生活習慣病予防対策の充実
- b 保健センターの機能充実

(1) 健康手帳の交付

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定健康診査・保健指導の記録やその他健康の保持のために必要な事項を記載して、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、40歳以上の方に健康手帳の交付を行っています。今後も健康手帳の意義や活用方法についての理解と有効活用を推進します。
-------	--

(2) 健康教育

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活習慣病の予防とその他の健康について正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、今後も引き続き市民の健康増進を推進します。
-------	---

(3) 健康相談

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康増進および疾病予防のため、今後も健康相談を実施して健康に関する正しい知識を普及し市民の健康づくりを支援します。
-------	---

(4) 健康診査

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として、メタボリックシンドロームに着目した「特定健康診査」を実施し、その結果から生活習慣病の発症リスクが高い方に対して、自分の健康状態を自覚して生活習慣改善のための自主的な取り組みが継続して行えるよう「特定保健指導」を実施しています。 ■ 今後は、寝たきりの原因となる脳血管疾患等につながるメタボリックシンドロームを壮年期から予防するための啓発活動を推進します。
-------	--

(5) 各種がん検診等

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 健康の保持増進と疾病の早期発見のため、がん検診、歯周疾患検診を実施しています。医療機関での個別検診や特定の年齢に達した方に対して、乳がん、子宮頸がん、大腸がん検診の無料クーポン券を送付し受診促進を図るなど、受診率の向上に向けた取り組みを推進します。
-------	--

(6) 機能訓練

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 脳血管疾患等の後遺症により、「話す」「読む」「書く」「聞いて理解する」など言葉について困っている方と家族を対象に、言語教室（えがおの会）を実施しています。今後も仲間との交流・コミュニケーションを通じた言葉のリハビリテーションの促進に努めます。
-------	---

(7) 訪問指導

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■ 心身状況や生活状況等で保健指導が必要であると認められる方やその家族に対して、保健師や栄養士などによる訪問指導を行っています。今後も訪問指導を通して、市民の疾病予防と健康の保持、増進を図ります。
-------	--

(8) 生活習慣病予防検診（人間ドック）費の助成

事業の概要	■生活習慣病予防検診（人間ドック）費を引き続き助成し、要介護状態になる原因で最も多いとされる脳血管疾患などの予防および早期発見に努めます。
-------	---

(9) 予防接種費の助成

事業の概要	■インフルエンザ予防接種や肺炎球菌予防接種の費用を引き続き助成し、感染症予防に努めます。
-------	--

第2節 在宅福祉サービス

1 在宅福祉サービスの充実

(1) 生活支援事業

事業の概要	<p>■日常生活を営むのに支障がある方等に対してホームヘルパーを派遣し、生活援助、相談・助言等を行うものです。今後も社会福祉協議会と連携し、事業の推進を図ります。</p>
-------	---

(2) ホームヘルプサービス事業（社会福祉協議会）

事業の概要	<p>■社会福祉協議会の会員および同居の家族を対象に、家事や買い物、外出の付き添い等のサービスを行うものです。サービスの提供については、社会福祉協議会に登録している協力会員によって行われています。</p>
-------	--

(3) 軽度生活援助事業

事業の概要	<p>■高齢者の在宅生活の充実を図るため、身の回りの簡易な生活支援を行うものです。今後もシルバー人材センターとの連携を図るとともに、利用者のニーズや身体的・社会的状況に配慮したサービスの提供に努めます。</p>
-------	---

(4) 市民主体型デイサービス

事業の概要	<p>■高齢者の生きがいと社会参加を引き続き推進するとともに、家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対して、今後も身近なところで高齢者や地域住民が主体となって集いの場を提供する体制づくりを進めます。</p> <p>■現在、市では老人クラブ活動をはじめ多様な地域活動に対して幅広く支援しており、健康相談事業などとの連携を図ります。</p>
-------	--

(5) ショートステイ事業

事業の概要	<p>■高齢者で、生活環境や心身の状況から何らかの支援が必要な高齢者やその家族について、特別養護老人ホームおよび養護老人ホーム長寿荘において支援を行い、サービスを提供しています。今後も緊急時の対応を行い、高齢者やその家族が安心して生活できるよう、事業の充実を図ります。</p>
-------	--

(6) 外出支援サービス事業・移送サービス事業

事業の概要	<p>■現在、秩父・吉田地域においてハンディキャブ号外出支援事業は、既存の交通機関を利用することが困難な高齢者等を対象に、社会福祉協議会に委託し、主に通院や公共施設への送迎として利用されています。また、大滝・荒川地域においては、通院を目的とした移送サービス事業が行われています。今後も利用状況やニーズに対応しながら、事業を推進します。</p>
-------	---

(7) 市民後見推進事業

事業の概要	<p>■認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加に伴い、成年後見制度の必要性が一層高まっていますが、その需要はさらに増大することが見込まれます。</p> <p>成年後見制度において、後見人等が高齢者の介護サービスの利用契約等を中心に後見等の業務を行うことが多く想定されます。</p> <p>これらの諸課題を解決するために、専門職後見人以外の市民後見人を中心とした支援体制を構築していく必要があります。社会福祉協議会と連携し、地域における市民後見人を確保できる体制を整備・強化し活動を推進します。</p>
-------	---

(8) あんしんサポートねっと

事業の概要	<p>■判断能力の不十分な高齢者や知的障がい・精神障がいのある方などが安心して生活が送れるよう定期的に専門員が訪問し、福祉サービスの利用の援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。社会福祉協議会と連携し事業の充実を図ります。</p>
-------	--

2 その他の在宅福祉事業

(1) ねたきり老人等手当支給事業

事業の概要	■ねたきり老人等手当は、65歳以上の6か月以上ねたきり状態又は重度の認知症の方を対象に、月10,000円を支給しており、近年の支給状況は増加傾向となっています。今後も引き続き事業を推進していきます。 注)各年度3月31日現在				
支給状況	単 位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	延べ利用者数(人)	389	362	359	381

(2) 敬老マッサージ事業

事業の概要	■敬老マッサージ事業は、はり・灸・マッサージの割引券を70歳以上の高齢者を対象に申請により支給しています。今後は支給条件の見直しなど事業内容の検討を図り、展開していきます。 注)各年度3月31日現在				
利用状況	単 位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	延べ利用者数(人)	495	418	293	285

(3) 敬老入浴事業

事業の概要	■敬老入浴事業は、65歳以上の高齢者を対象に入浴券を支給しています。今後は支給条件の見直しなど事業内容の検討を図り、展開していきます。 注)各年度3月31日現在				
利用状況	単 位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	延べ利用者数(人)	6,606	6,802	6,765	7,419

(4) 緊急通報システム

事業の概要	■緊急通報システムは主にひとり暮らしの高齢者および重度の障がい者を対象とし、緊急時に携帯用無線発信機または緊急通報用電話機から秩父消防本部へ通報するものです。毎年整備が進められ、平成25年度末現在で455台が設置されています。今後も引き続き事業を推進します。 注)各年度3月31日現在				
整備状況	単 位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	台数(台)	432	428	440	455

(5) 日常生活用具の給付・貸与(高齢者日常生活用具給付等事業)

事業の概要	■ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを対象として、電磁調理器、火災警報器、自動消火器の給付を行っています。また、緊急通報システムを利用する際、市民税非課税世帯のひとり暮らし世帯等に電話回線がない場合は、高齢者用電話回線を貸与します。				
-------	---	--	--	--	--

(6) 配食サービス

事業の概要	■自分で食事の支度をすることが困難であり、同居の親族等から食事を受けられない状況にある高齢者等に対して、定期的に居宅に訪問して栄養のバランスのとれた食事を提供し、併せて利用者の安否も確認できる配食サービスを実施しています。 今後は事業内容の検討を図り、引き続き事業を推進していきます。				
-------	---	--	--	--	--

第3節 地域福祉活動の推進

1 担い手の育成

(1) 社会福祉協議会

事業の概要	<p>■社会福祉協議会は、秩父市における民間の福祉活動機関の中心として、市の委託事業などをはじめ様々な福祉事業を展開しています。今後も社会福祉協議会と市が連携し、地域福祉活動を担う地域住民主体の組織化とともに、地域住民の主体的参加による地域福祉活動の拡大や事業の充実を図りながら、多様な福祉サービスの展開を推進して活動を支援します。</p>
-------	--

(2) シルバー人材センター

事業の概要	<p>■高齢者への軽度生活援助や外出の付添いなど、シルバー人材センターが行う福祉の事業を積極的に支援しています。今後も身近できめ細かな地域福祉活動を担う組織として連携強化を図ります。</p>
-------	---

(3) 老人クラブ

事業の概要	<p>■老人クラブでは、高齢者の生活を豊かにし、生きがいが高められるために様々な事業を行っています。今後は、小地域におけるきめ細かい福祉活動の担い手として老人クラブ活動を支援するとともに、老人クラブへの参加促進と活動の多様化を進めます。</p>
-------	--

(4) ボランティア

事業の概要	<p>■市内には、「民生委員・児童委員」や「健康推進員」、社会福祉協議会内には秩父市ボランティアセンターが設置されており、「在宅福祉員」をはじめ30のボランティア団体が登録・サポートをはじめ、ボランティア活動を希望する個人のサポートも行っています。また、年に1度イベントも行い、啓発活動も行っています。市内の地域福祉活動を支える大きな力となっています。今後もボランティア活動の支援を進めるとともに、多様なボランティアの育成に努めます。また、それぞれが地域の中では地域福祉活動を支える重要な担い手でもあり、自治会の中で協力し合い、地域の特色ある活動を展開できるよう支援していきます。</p>
-------	--

(5) NPO法人

事業の概要	<p>■市内には、福祉、保健、医療の活動を目的とするNPO法人が17団体登録され、高齢者の交流や障がい者のサポートを行っています。今後も活動を支援するとともに連携を図りながら地域福祉活動を推進します。</p>
-------	--

第4節 施設サービス

1 入所施設の整備・活用

(1) 養護老人ホーム

事業の概要	■市内にある長寿荘は、蒔田地域にある福祉の拠点、複合型老人施設「ほのぼのマイタウン」の一部として運営しています。今後も引き続き事業を推進します。 注) 各年度3月31日現在				
	区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
入所状況	長寿荘(人)	45	44	43	42
	市外の養護(計)(人)	13	13	15	15

養護老人ホームの入所状況

区 分	所在地市町村	定員(人)	秩父市からの入所者数(人)
長寿荘	秩父市	50	42
秩父荘	小鹿野町	50	11
熊谷ホーム	熊谷市	100	2
ひとみ園	深谷市	100	2

(2) ケアハウス

事業の概要	■ケアハウスは、独立して生活することに不安のある高齢者が、自主性を尊重しながら心身ともに健やかに自立した生活を送るための入居施設です。市内には、ケアハウス「藤の郷」が整備されています。			
	区 分	市内施設数(か所)	定員数(人)	入居者(人)
入所状況	平成23年度	1	60	49
	平成24年度	1	60	46
	平成25年度	1	60	49
必要数	必要施設数(か所)		定員数(人)	
	1		60	

(3) 有料老人ホーム

事業の概要	<p>■有料老人ホームは、高齢者が契約に基づき、一定の金額を負担し入居する施設です。市内には、シニアホーム武甲の郷、ケアホーム楓、シニアホーム宮杜、ガーデンハイム楓が整備されています。</p>				
入所状況	区 分	市内施設数 (か所)	定員数 (人)	入居者 (人)	
				総数	市内からの 入居者
	平成23年度	3	78	73	50
	平成24年度	3	78	75	52
	平成25年度	3	78	74	51
必要数	必要施設数 (か所)		定員数 (人)		
	4		124		

(4) 生活支援ハウス

事業の概要	<p>■生活支援ハウスは、独立して生活することに不安のあるひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯を対象に、居住部門に生活援助員が配置され、福祉サービスの利用や緊急時の対応を行い、高齢者が安心して健康に生活できるよう支援する施設です。</p> <p>■市においては、社会福祉法人が設置した高齢者生活支援ハウス（1か所 10人分）と、市で整備した生活支援ハウス「吉祥苑」（20人分）が運営を行っております。今後も引き続き運営を支援します。</p>
-------	--

2 通所・利用施設の整備・活用

(1) 保健センター

事業の概要	<p>■市では、健康づくり事業の拠点として、秩父・吉田・大滝・荒川保健センターが設置されており、母子保健事業・健康増進事業・精神保健事業・疾病予防事業・予防接種事業・健康づくり啓発事業等の保健事業を実施しています。昭和56年度に開設された秩父保健センターは、近年は施設の老朽化が進んでいるほか、多種多様化する健診内容の変化や事業の増加に対応するために改善が必要となっています。今後は施設の適正な維持管理や備品・機器の整備とともに、健康づくり施策を効果的に実施するために、関係機関との連携を図り、健康増進の拠点となる保健センターの機能の充実を図ります。</p>
-------	---

(2) 地域包括支援センター

事業の概要	<p>■地域包括支援センターは、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等により高齢者の保健・医療・福祉・介護などの各種サービスの相談、要介護状態が軽度の高齢者や要介護状態になるおそれのある方に対して、必要なサービスが受けられるよう介護予防プランの作成を行うなど、地域における総合的なマネジメントを担う中核機関です。今後は以下の事業について、高齢者の在宅生活を支えるため、一層の充実を図ります。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> a 介護予防ケアマネジメント b 在宅高齢者等の総合相談 c 虐待や権利擁護に関する相談および支援 d 包括的・継続的ケアマネジメント </div>	
	地域包括支援センター名	担当区域
	秩父地域包括支援センター	旧秩父市
	吉田地域包括支援センター	旧吉田町
	大滝・荒川地域包括支援センター	旧大滝村・旧荒川村

(3) 地域型在宅介護支援センター

事業の概要	<p>■現在、地域型在宅介護支援センターは、委託により8か所設置されています。今後は、日常生活圏域（各中学校区ごと）9か所に設置し、介護家族への支援などの実施を進め、地域に密着した活動の充実を図ります。高齢者の生活を地域で支え、生きがいを感じられる街をめざすことを基本方針として、障がい者・高齢者福祉の充実を図るため、各在宅介護支援センターを、平成22年10月に通称「高齢者相談支援センター」と改名しました。高齢者相談支援センターでは、高齢者からの24時間相談業務、要援護高齢者等に関する訪問による実態把握および福祉サービス等の啓発等を行います。また、包括支援センターや高齢者介護課との定期的な連絡調整を行い、地域の高齢者に対する支援体制をより強化していきます。</p>	
	施設名	
	高齢者相談支援センターなかむら	生協ちちぶ高齢者相談支援センター
	秩父市中央高齢者相談支援センター	秩父市社会福祉事業団在宅介護相談支援センター
	太田高齢者相談支援センター （平成27年4月より設置）	杏子苑高齢者相談支援センター
	白砂恵慈園高齢者相談支援センター	大滝桜の園高齢者相談支援センター
	荒川園高齢者相談支援センター	

(4) 介護予防施設の整備

事業の概要	<p>■生活習慣病予防や介護予防には、適切な運動を行うことも重要です。筋力トレーニング、ストレッチ、軽体操などの運動プログラムを作成するとともに、適切な運動指導を行うため、介護予防事業の拠点施設として「いきがいセンター」および「健康元気プラザ」が大滝地域に3か所、荒川地域には「いきいきふれあいセンター」が整備されています。また、上吉田地域に「吉田地域複合型老人福祉施設ひだまり」が整備され、高齢者の体力づくり、健康づくり事業などを行っています。今後も介護予防事業については、施設の整備や人材の確保と育成など事業推進体制の整備を進めます。</p>
-------	---

(5) 福祉交流センターの活用

事業の概要	<p>■現在、下郷福祉交流センター、影森福祉交流センター、高篠福祉交流センターの3か所が整備されています。今後もふれあいと支えあいの心豊かな地域づくりのため、高齢者と児童・生徒との交流拠点、地域住民との交流拠点、地域福祉活動の拠点として福祉交流センターの活用を進めます。</p>
-------	---

(6) 交流施設の活用

事業の概要	<p>■老人福祉センター「溪流荘」、大滝老人福祉センターは、今後も地域福祉の拠点として活用促進を図り、高齢者憩いの家、ふれあいセンターは介護予防施設と連携した活用を進めます。</p>
-------	---

第5節 生きがいづくり・主体的活動への支援

1 生きがい活動の充実

(1) 敬老事業

事業の概要	<p>■敬老事業では喜寿、米寿、白寿を迎えた方への敬老祝金、100歳到達者、金婚者などに祝品の給付を行っています。敬老会については、旧市内では町会との共催で開催しています。また吉田地域、大滝地域、荒川地域の敬老会は、各総合支所と社会福祉協議会が共催で、地域ごとに開催しています。今後は事業の検討を行いながら、引き続き事業を実施します。</p>
-------	---

(2) 生涯学習活動

事業の概要	<p>■中央公民館をはじめとして、各地区公民館において様々な教室や学級が開催されています。公民館の整備により活動内容の充実を図りながら、今後も高齢者の多様な学習ニーズの把握に努め、新たな参加者や講座の開拓を進めます。</p>				
	<p>■学級・講座等の開設状況（平成25年度）</p>				
	講座・学級等	募集人員 (人)	実施回数 (回)	参加人数 (人)	延べ人数 (人)
	寿学園教養教室	40	20	30	419
	寿健康教室	140	64	129	2,020
	童謡唱歌を歌う会	330	47	250	1,714
	カラオケクラブ	95	115	83	1,355
	わかば民謡クラブ	80	49	52	1,751
	寿卓球クラブ	60	66	54	1,718
	寿書道クラブ	40	22	38	709
寿大学	定員設定なし	12	27	204	
大正琴クラブ	35	93	34	681	

(3) スポーツ・レクリエーション活動

事業の概要	<p>■高齢者の生きがいや健康づくりの場として、子どもから高齢者まで幅広い年齢層が、一緒にプレーできる生涯スポーツ「ペタンク」や「グラウンドゴルフ」を引き続き推進していきます。</p> <p>また、ラジオ体操など手軽な運動を紹介し、生きがいや健康づくりの推進のため、様々なニーズに合った生涯スポーツの普及と身近なスポーツ・レクリエーションの場を確保し、健康で充実した生活が送れるよう努めます。</p>
-------	--

2 就労機会の充実

(1) シルバー人材センター

事業の概要	<p>■シルバー人材センターの事業内容としては、秩父札所での観光案内事業やそば、まんじゅう、竹細工の製造のほか、福祉活動なども行っており、地域性を生かした就業機会を提供しています。市でも、公共事業をシルバー人材センターに発注するなど、活動内容の充実に努めています。今後も高齢者の能力開発の推進と技能や経験、知識を還元できる就業機会の確保を一層支援します。</p>				
	<p>■シルバー人材センターの状況</p>				
	区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	会員数（人）	1,057	924	867	836
	男	746	653	597	575
	女	311	271	270	261
	契約件数	3,395	3,205	3,064	3,134
延べ就業者数（人）	95,149	83,617	82,390	82,663	

(2) 就労支援の推進

事業の概要	<p>■埼玉労働局やハローワーク秩父と連携し、秩父地場産センター3階に「ジョブプラザちちぶ」を設置しています。職業相談・紹介、内職相談・あっせんを行う他、求職者本人がパソコンによる求人検索を行うことができ、求職者支援セミナー等の開催もしています。また吉田総合支所2階において月1回の職業相談を行っています。今後も働きたい方への支援を推進します。</p>
-------	--

3 自主的活動・地域交流の推進

(1) 老人クラブ活動

事業の概要	<p>■各単位老人クラブおよび老人クラブ連合会に対して、活動の補助を行っています。老人クラブの会員数、加入率ともに減少傾向となっています。高齢者が気軽に参加でき、活動内容の充実したクラブに発展させ、併せて介護予防を図るため、引き続き老人クラブの自主的活動を支援します。</p>				
	<p>■老人クラブの活動状況</p>				
	区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	単位クラブ数	76	75	74	74
	会員数	6,923	6,562	6,366	6,253
	活動延べ月数	12	12	12	12
	60歳以上人口（人）	23,494	23,993	24,261	24,433
クラブ加入率（%）	29.5	27.3	26.2	25.6	

(2) 高齢者生きがいと健康づくり事業の推進

事業の概要	<p>■市の委託事業で秩父市老人クラブ連合会が行う伝統文化公演会等を開催して高齢者の生きがいづくりや引きこもり防止の事業を展開しています。その他にも各支部ごとに演芸会等を開催したり、豊島区との交流親善ゲートボール大会を開催しています。今後も高齢者の積極的な参加を推進します。</p>
-------	---

(3) コミュニティ活動

事業の概要	<p>■地域福祉の推進には、地域住民が地域の問題を受け止め、課題解決を図り、助け合い、支え合って地域社会の実現を図ることが重要です。市で推進する自治振興事業やふれあいコール事業を通じて、温もりのある福祉を感じる環境づくりを推進します。</p> <p>また、地域の高齢者を各小中学校の運動会等に招待するなど、地域活動への参加が図られています。今後も地域の行事等に対する高齢者の積極的な参加を図ります。</p>
-------	---

第6節 高齢者が安心・安全に暮らせるまちづくりの推進

1 緊急時の支援

(1) 災害時の支援体制

事業の概要	<p>■災害時に避難行動要支援者への支援を的確に行えるよう、民生委員・児童委員の協力を得て、「災害時要援護者登録台帳」を作成しています。今後は、秩父市地域防災計画の見直しを進め、改正災害対策基本法で規定された避難行動要支援者の名簿を作成し、災害時には、名簿登録者のうち個人情報の提供に同意した方の避難誘導や救出活動、安否確認を、自主防災組織・防犯組織等の協力により支援します。また、日常生活においても民生委員・児童委員や在宅福祉員等による声掛けや相談等を行います。</p> <p>■災害時の要支援・要介護認定者の避難先として、介護サービスの施設利用者（通所介護、短期入所）についての、利用施設での一時的な受入れ協定の締結を介護事業所と進めていきます。</p> <p>※避難行動要支援者とは…災害時に配慮を要する方のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために時に支援を要する方</p>
-------	--

(2) 急病時等救急体制

事業の概要	<p>■急病時等の救急医療体制は医師会休日診療所を中心とする休日急患当番医と病院群輪番制による二次救急医療体制で診療にあたります。関係機関と連携し、秩父地域救急医療体制の維持・充実に努めます。</p> <p>毎月の市報ちちぶに「休日急患当番医」を掲載するほか、夜間の急な病気やけがに関して相談する「大人の救急電話相談#7000」の周知を図ります。</p> <p>また、ひとり暮らし高齢者世帯等に個人の医療情報等を記入し緊急時に備える「救急医療情報キット」を配布しています。</p> <p>これは緊急時に消防隊員が迅速に救急活動ができるように医療キットに予め緊急連絡先や医療などの情報を記入しておき、決められた場所に保管することで万一の緊急時に備えるものです。</p>
-------	---

2 都市環境の整備

(1) 安全・安心に住み続けられるまちづくり

事業の概要	<p>■公共施設への多目的トイレの設置など高齢者や障がい者が利用しやすい施設整備、改善を進めています。また、市民だけでなく、礼所めぐりなどで市内を来訪して散策する高齢者も多く、歩道の整備や段差の解消、道路付属物（ガードレール等）の整備など、安全な道路環境や施設整備を行っています。今後も「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づいた施設整備を進め、高齢者が安心・安全に住み続けられるまちづくりを進めます。</p>
-------	--

(2) 安心して暮らせる住まいづくり

事業の概要	<p>■秩父市市営住宅等長寿命化計画に基づき、既存市営住宅の居住性向上や、長寿命化を目的とした改善を行います。また、住宅のバリアフリー化やユニバーサルデザインによる住宅の普及を促進し、安心して暮らせる住まいづくりを推進します。</p>
-------	---

(3) 公共交通サービスの確保・充実

事業の概要	<p>■高齢者など住民の移動手段の確保や公共交通の利用促進を図ることは、超高齢化社会への対応など秩父地域全体で考えていく必要があります。今後も鉄道会社・バス会社との連携による利便性向上、乗合タクシー（デマンドタクシー）の活用、既存の路線バスの見直し等を実施し、誰もが利用しやすく高齢者にやさしい公共交通の実施をめざしていきます。</p>
-------	--

(4) 商業・文化・公共施設の改良・整備

事業の概要	<p>■高齢者にも生活しやすいまちづくりをめざし、にぎわいのある街を再生するため、バリアフリー対応でゆとりある歩行空間の確保や、街なかでの生鮮食料品の販売機能の充実、町屋・蔵づくりの歴史ある建築物など地域資源を活用した秩父らしいまちづくりを推進します。</p> <p>■また、みやのかわ商店街振興組合が「ほっとすぽっと秩父館」内に事務局を置き、元気な高齢者が有償ボランティアにより援助の必要な高齢者を支える「ボランティアバンクおたすけ隊」の充実を図っています。</p> <p>■今後も「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、金融機関、商業施設など民間施設の整備についてもバリアフリー化が積極的に導入されるよう働きかけを行います。</p>
-------	--

(5) 交通安全教育

事業の概要	<p>■交通安全教室は受講者から好評を得ており、今後も内容の充実を図るとともに、関係団体と協力し、「高齢者世帯訪問」を行い、交通安全を訴えます。さらに高齢者ドライバーの増加に対処するため、道路交通法改正により、75歳以上が義務規定とされている「四つ葉のクローバマーク」の励行や運転免許証返納者への住基カードの無料交付、バス回数券の補助を行います。そのほか警察や関係機関の協力を得ながら、今後も高齢者に対応した交通安全教育の一層の充実をめざします。</p>
-------	---

第6章 介護保険サービス等の推進

第1節 介護保険サービス

1 居宅サービス・介護予防サービス

注) 平成26年度は、平成26年6月までの実績から推計しています。

(1) 訪問介護・介護予防訪問介護

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■訪問介護は、介護福祉士等の訪問介護員等が、居宅を訪問して、できるだけ居宅で自立した日常生活を営めるよう、入浴や排せつ、食事等の介護、調理や洗濯等の家事など日常生活の支援を行うサービスです。 ■介護予防訪問介護は、訪問介護員等が要支援者を対象に、利用者が可能な限り居宅で要支援状態の維持もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者が主体的に行う調理、洗濯等に対する支援を行うサービスです。 ■利用者数は居宅サービスで増加しており、平成29年度には6,372人/95,196回のサービスを見込んでいます。サービスの質の向上のためには、訪問介護員等の質の向上や情報交換を図るための研修会等を開催するなどの対応が必要となっています。平成26年1月現在、18か所の事業者が指定されており、現状の事業者において必要なサービス供給量が確保できるものと思われます。 ■介護予防訪問介護については平成28年度より、新しいサービスに移行していく予定です。 						
	利用実績	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)	
居宅サービス		延べ利用回数(回)	70,074	74,723	72,930		
		延べ利用人数(人)	4,064	4,447	4,752		
介護予防サービス	延べ利用人数(人)	3,861	3,784	3,516			
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	居宅サービス	延べ利用回数(回)	85,864	89,023	95,196	104,881	94,070
		延べ利用人数(人)	5,676	6,024	6,372	7,176	6,852
	介護予防サービス	延べ利用人数(人)	3,720	1,878	—	—	—

(2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業の概要	<p>■訪問入浴介護および介護予防訪問入浴介護は、要介護者や要支援者を対象に、居宅に入浴車等で訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。</p> <p>■利用者数は居宅サービスで減少しており、平成29年度には444人/1,912回、平成37年度には432人/1,288回を見込んでいます。</p>						
	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)		
利用実績	居宅サービス	延べ利用回数(回)	1,983	2,062	1,728		
		延べ利用人数(人)	462	482	384		
	介護予防サービス	延べ利用回数(回)	—	1	—		
		延べ利用人数(人)	—	1	—		
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	居宅サービス	延べ利用回数(回)	2,004	1,957	1,912	2,318	1,288
		延べ利用人数(人)	432	444	444	492	432
	介護予防サービス	延べ利用回数(回)	—	—	—	—	—
		延べ利用人数(人)	—	—	—	—	—

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

事業の概要	<p>■訪問看護は、訪問看護ステーションや医療機関の看護師等が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行い、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう支援し、心身の機能の維持回復をめざすサービスです。</p> <p>■介護予防訪問看護は、要支援者を対象に基礎疾患を抱えつつ廃用症候群(生活不活発病)の状態にある方への対策として、利用者の基礎疾患の管理を在宅で行い、可能な限り居宅で自立した生活ができるよう支援し、生活機能の維持向上をめざすサービスです。</p> <p>■利用者数は居宅サービス、介護予防サービスともに増加しており、平成29年度にはそれぞれ2,196人/11,435回、312人/474回のサービスを見込んでいます。平成26年1月現在、4か所の事業者がサービス提供指定業者として指定されていますが、今後医療ニーズの高い高齢者が増加することが予想され、新たな事業者の誘致や既存の医療機関等の協力を得ながら、安定的なサービス提供に努めていきます。</p>						
	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)		
利用実績	居宅サービス	延べ利用回数(回)	6,632	7,421	7,164		
		延べ利用人数(人)	1,036	1,185	1,236		
	介護予防サービス	延べ利用回数(回)	981	1,102	1,268		
		延べ利用人数(人)	177	193	216		
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	居宅サービス	延べ利用回数(回)	8,804	9,964	11,435	10,963	10,688
		延べ利用人数(人)	1,548	1,836	2,196	2,628	2,904
	介護予防サービス	延べ利用回数(回)	1,055	704	474	526	731
		延べ利用人数(人)	228	252	312	348	348

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業の概要	<p>■訪問リハビリテーションは、理学療法士・作業療法士等が居宅に訪問して、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、心身の機能の維持・回復のためのリハビリテーションを行うサービスです。</p> <p>■介護予防訪問リハビリテーションは、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、日常生活を想定して利用者の生活機能を向上させるための機能訓練等を在宅で行うサービスです。</p> <p>■利用者数は居宅サービス、介護予防サービスともに増加しており、平成29年度にはそれぞれ1,248人/14,179回、300人/1,742回のサービスを見込んでいます。</p>							
	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)			
利用実績	居宅サービス	延べ利用回数(回)	6,511	7,856	11,426			
		延べ利用人数(人)	510	588	864			
	介護予防サービス	延べ利用回数(回)	623	1,495	1,636			
		延べ利用人数(人)	85	177	252			
見込量	居宅サービス	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
		延べ利用回数(回)		11,180	12,496	14,179	14,190	9,966
	延べ利用人数(人)		888	1,056	1,248	1,500	1,320	
	介護予防サービス	延べ利用回数(回)		1,277	1,273	1,742	1,392	1,074
		延べ利用人数(人)		216	264	300	324	324

(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

事業の概要	<p>■居宅療養管理指導は、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、医師、歯科医師、薬剤師等が療養上の管理と指導、情報提供を行うものです。</p> <p>■介護予防居宅療養管理指導は、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、日常生活を想定して利用者の生活機能を向上させるための療養指導、栄養指導、口腔清掃等を行うサービスです。</p> <p>■利用者数は居宅サービスで増加、介護予防サービスで増加後減少しており、平成29年度にはそれぞれ1,536人、84人のサービスを見込んでいます。</p>							
	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)			
利用実績	居宅サービス	延べ利用人数(人)	536	681	900			
		介護予防サービス	延べ利用人数(人)	76	90	72		
見込量	居宅サービス	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
		延べ利用人数(人)		1,224	1,452	1,536	1,752	1,704
	介護予防サービス	延べ利用人数(人)		60	72	84	96	84

(6) 通所介護・介護予防通所介護（デイサービス）

<p>事業の概要</p>	<p>■通所介護は、できるだけ居宅で自立した生活を営めるよう、デイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供と、介護や生活上の相談や助言、健康状態の確認等、日常生活の支援と機能訓練を受けられるサービスです。</p> <p>■介護予防通所介護は、要支援者を対象に、可能な限り居宅で自立した日常生活が営めるよう、日常生活を想定しての栄養改善、口腔機能向上および筋力向上トレーニング等を通所施設で行うサービスです。</p> <p>■利用者数は居宅サービスで増加しており、平成 29 年度には 13,860 人／122,687 回のサービスを見込んでいます。平成 26 年 1 月現在、26 か所のデイサービスセンターで提供されています。</p> <p>■介護予防通所介護は平成 28 年度より、新しいサービスに移行していく予定です。</p>						
<p>利用実績</p>	<p>区 分</p>	<p>単 位</p>	<p>平成24年度</p>	<p>平成25年度</p>	<p>平成26年度(見込み)</p>		
<p>居宅サービス</p>	<p>延べ利用回数(回)</p>	<p>80,166</p>	<p>84,701</p>	<p>87,972</p>			
<p>介護予防サービス</p>	<p>延べ利用人数(人)</p>	<p>7,998</p>	<p>8,518</p>	<p>9,084</p>			
<p>見込量</p>	<p>区 分</p>	<p>単 位</p>	<p>平成27年度</p>	<p>平成28年度</p>	<p>平成29年度</p>	<p>平成32年度</p>	<p>平成37年度</p>
<p>居宅サービス</p>	<p>延べ利用回数(回)</p>	<p>96,938</p>	<p>110,333</p>	<p>122,687</p>	<p>123,294</p>	<p>102,871</p>	
<p>介護予防サービス</p>	<p>延べ利用人数(人)</p>	<p>10,272</p>	<p>12,036</p>	<p>13,860</p>	<p>15,288</p>	<p>15,072</p>	
<p>見込量</p>	<p>延べ利用人数(人)</p>	<p>3,672</p>	<p>1,896</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

事業の概要	<p>■通所リハビリテーションは、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、介護老人保健施設や医療機関等に通い、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを受けるサービスです。</p> <p>■介護予防通所リハビリテーションは、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活が営めるよう、日常生活を想定して運動療法や作業習慣のレベルアップ等を中心としたリハビリテーションを短期集中的に施設で行うサービスです。</p> <p>■利用者数は居宅サービスで増加後減少、介護予防サービスで増加しており、平成29年度にはそれぞれ3,936人/29,164回、1,500人のサービスを見込んでいます。平成26年1月現在、3か所の事業者が指定されています。</p>						
	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)		
利用実績	居宅サービス	延べ利用回数(回)	23,359	23,508	23,280		
		延べ利用人数(人)	2,775	2,919	2,904		
	介護予防サービス	延べ利用人数(人)	1,059	1,244	1,368		
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	居宅サービス	延べ利用回数(回)	25,379	26,786	29,164	29,509	24,242
		延べ利用人数(人)	3,240	3,504	3,936	4,380	4,260
	介護予防サービス	延べ利用人数(人)	1,392	1,440	1,500	1,656	1,620

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）

事業の概要	<p>■短期入所生活介護は、できるだけ居宅で自立した日常生活を営めるよう、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、食事、入浴、排せつなどの介護サービスや機能訓練を受けるサービスです。介護予防短期入所生活介護は、要支援者を対象に可能な限り居宅で日常生活が営めるよう、退所後の日常生活を想定した筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に、施設に短期入所し集中的に行うサービスです。</p> <p>■短期入所療養介護は、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、介護老人保健施設（老人保健施設）や介護療養型医療施設（療養病床）に短期間入所し、看護、医学的管理のもとに介護や機能訓練等を受けるサービスです。介護予防短期入所療養介護は、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活が営めるよう、利用者の基礎疾患を管理しつつ日常生活を想定した廃用症候群（生活不活発病）対策としての機能訓練を中心に施設に短期入所し行うサービスです。</p> <p>■短期入所生活介護の利用者数は居宅サービスで増加、介護予防サービスで減少しており、平成29年度にはそれぞれ3,276人/54,336日、504人/4,819日を見込んでいます。短期入所療養介護の利用者数は居宅サービスで増加後減少しており、平成29年度には120人/790日のサービスを見込んでいます。平成26年1月現在、短期入所生活介護で7か所、短期入所療養介護で3か所の事業者が指定されています。</p>												
利用実績	区 分		単 位	平成24年度		平成25年度		平成26年度 (見込み)					
	短期 入所 生活 介護	居宅 サービス	延べ利用日数(日)	29,814		35,798		38,370					
			延べ利用人数(人)	2,275		2,557		2,580					
		介護予防 サービス	延べ利用日数(日)	1,378		921		664					
			延べ利用人数(人)	169		132		120					
	短期 入所 療養 介護	居宅 サービス	延べ利用日数(日)	3,100		3,453		3,316					
			延べ利用人数(人)	415		447		420					
		介護予防 サービス	延べ利用日数(日)	23		3		3					
延べ利用人数(人)			4		1		1						
見込量	区 分		単 位	平成 27年度		平成 28年度		平成 29年度		平成 32年度		平成 37年度	
	短期 入所 生活 介護	居宅 サービス	延べ利用日数(日)	43,883		47,896		54,336		66,779		70,956	
			延べ利用人数(人)	2,808		2,976		3,276		3,744		3,660	
		介護予防 サービス	延べ利用日数(日)	726		779		790		644		571	
			延べ利用人数(人)	108		120		120		144		132	
	短期 入所 療養 介護	居宅 サービス	延べ利用日数(日)	3,971		4,187		4,819		2,831		2,418	
			延べ利用人数(人)	480		468		504		384		324	
		介護予防 サービス	延べ利用日数(日)	3		3		3		3		3	
延べ利用人数(人)			1		1		1		1		1		

(9) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

事業の概要	<p>■特定施設入居者生活介護は、介護保険法に基づく指定を受けて、有料老人ホーム・ケアハウス等で一定の計画に基づいて提供される、入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練を行うものです。</p> <p>■介護予防特定施設入居者生活介護は、入居する要支援者を対象に日常生活を想定して筋力向上トレーニングや転倒予防のための指導等の機能訓練を中心に行うサービスです。</p> <p>■利用者数は居宅サービスで増加、介護予防サービスで減少後増加しており、平成29年度にはそれぞれ1,224人、204人のサービスを見込んでいます。</p> <p>■現在、4施設124人分が整備されています。</p>						
	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)		
利用実績	居宅サービス	延べ利用人数(人)	589	687	960		
	介護予防サービス	延べ利用人数(人)	138	129	168		
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	居宅サービス	延べ利用人数(人)	1,224	1,224	1,224	1,320	1,296
	介護予防サービス	延べ利用人数(人)	204	204	204	192	180
必要数	必要施設数(か所)			定員数(人)			
	4			124			

(10) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

事業の概要	<p>■福祉用具貸与は、できるだけ居宅で自立した日常生活が営めるよう、日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具（厚生労働大臣が定めるもの）を貸与するサービスです。</p> <p>■介護予防福祉用具貸与は、要支援者を対象に可能な限り居宅で自立した日常生活を営めるよう、利用者の生活機能の状態を踏まえ福祉用具のうち生活機能の向上に必要なものの貸与を行うサービスです。</p> <p>■利用者数は居宅サービス、介護予防サービスともに増加しており、平成29年度にはそれぞれ11,172人、1,968人のサービスを見込んでいます。平成26年1月現在、4か所の事業者が指定されております。</p>						
	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)		
利用実績	居宅サービス	延べ利用人数(人)	6,192	7,147	7,560		
	介護予防サービス	延べ利用人数(人)	1,212	1,586	2,088		
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	居宅サービス	延べ利用人数(人)	8,940	9,840	11,172	12,420	12,156
	介護予防サービス	延べ利用人数(人)	1,908	1,968	1,968	2,028	1,860

(11) 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売

事業の概要	<p>■特定福祉用具販売は、福祉用具のうち貸与になじまない入浴や排せつのための用具（厚生労働大臣が定めるもの）の購入費を支給するサービスです。</p> <p>■特定介護予防福祉用具販売は、要支援者を対象に利用者の生活機能の状態を踏まえ、福祉用具のうち生活機能の向上に必要な福祉用具の購入費を支給するサービスです。</p> <p>■利用者数は居宅サービス、介護予防サービスともに減少しており、平成29年度にはそれぞれ252人、120人のサービスを見込んでいます。現在、4か所の事業者が指定されております。</p>						
	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)		
利用実績	居宅サービス	延べ利用人数(人)	230	217	180		
	介護予防サービス	延べ利用人数(人)	79	75	108		
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	居宅サービス	延べ利用人数(人)	228	240	252	264	216
	介護予防サービス	延べ利用人数(人)	96	108	120	144	120

(12) 住宅改修・介護予防住宅改修

事業の概要	<p>■住宅改修は、在宅の要介護者が手すりの取り付けや段差解消、洋式便器への取り替えなどの住宅改修を行った場合に、その費用を補助するものです。</p> <p>■介護予防住宅改修は、要支援者を対象に利用者の生活機能の状態を踏まえ、住宅改修のうち生活機能の向上に必要なものの改修を行った場合にその費用を補助するものです。適切な住宅改修を推進するため、住宅改修理由書等の作成補助などの相談体制の充実や事業内容のPRを進めます。</p> <p>■利用者数は居宅サービスで減少、介護予防サービスで減少後増加となっており、平成29年度にはそれぞれ180人、108人のサービスを見込んでいます。</p>						
	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)		
利用実績	居宅サービス	延べ利用人数(人)	165	155	108		
	介護予防サービス	延べ利用人数(人)	82	74	96		
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	居宅サービス	延べ利用人数(人)	180	180	180	180	156
	介護予防サービス	延べ利用人数(人)	84	96	108	108	96

(13) 居宅介護支援・介護予防支援

事業の概要	<p>■居宅介護支援は、在宅サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を受けて、利用するサービスの種類・内容等の介護計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス提供確保のために事業者等との連絡調整、施設への紹介等を行うサービスです。</p> <p>■介護予防支援は、要支援者が介護予防サービスやその他の介護予防に資する保健医療サービスまたは福祉サービスを適切に利用することができるように、地域包括支援センターの職員、又は委託を受けた介護支援専門員等が依頼に応じて各人にあった「介護予防ケアプラン」を作成するとともに、計画に基づいて介護予防サービス等の提供が確保されるよう事業者等との連絡調整を行うサービスです。</p> <p>■利用者数は居宅介護支援で増加、介護予防支援で増加後減少しており、平成29年度にはそれぞれ17,784人、4,164人のサービスを見込んでいます。平成26年1月現在、21か所の事業者が指定されています。</p>						
	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)		
利用実績	居宅介護支援	延べ利用人数(人)	13,924	14,720	15,228		
	介護予防支援	延べ利用人数(人)	7,567	7,900	7,764		
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	居宅介護支援	延べ利用人数(人)	15,384	16,008	17,784	18,048	16,812
	介護予防支援	延べ利用人数(人)	8,112	4,678	4,164	3,936	3,648

2 地域密着型サービス

高齢者が介護を受ける状態になっても、その人らしい生活を自分の意思で送ることを可能とする「高齢者の尊厳を支えるケア」の確立が求められています。

また、環境変化の影響を受けやすい認知症高齢者を含む高齢者が、介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、支援する体制の整備が必要となります。

このことから、地理的条件や日常生活のつながり等を考慮した上で中学校区ごとに9か所の日常生活圏域（P24参照）を設定しました。きめ細かなサービス提供体制の整備により、要介護者が住み慣れた地域で生活できるよう、24時間体制で支えるという観点から要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるサービスです。

（1）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。 ■平成28年度から336人のサービスを見込んでいます。 						
	見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度
	地域密着型サービス	延べ利用人数（人）	—	336	336	336	336

（2）夜間対応型訪問介護

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ■要介護者ができるだけ居宅で自立した生活が営めるよう訪問介護員（ホームヘルパー）等が、夜間、定期的な巡回訪問や通報を受けて居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援などを行います。 ■現在、市には夜間におけるサービスの需要が少ないことから、サービス提供事業者がありませんが、今後も事業者の誘致等推進していきます。
-------	--

(3) 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

事業の概要	<p>■認知症対応型通所介護は、認知症の要介護者ができるだけ居宅で自立した日常生活を営めるようにデイサービスセンター等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、生活上の相談や助言、健康状態の確認、機能訓練を受けるサービスです。介護予防認知症対応型通所介護は、要支援者を対象に軽度の認知症がある方で廃用症候群（生活不活発病）の状態にある方について、可能な限り居宅で自立した生活が営めるように、日常生活を想定しつつ介護予防を目的とし、通所系サービスに通うなどして機能訓練を中心に行うサービスです。</p> <p>■平成 26 年度に新しい施設が開設され利用者数は増加しており、平成 29 年度には 144 人/3,311 回、24 人/263 回のサービスを見込んでいます。</p> <p>■現在、3つの事業所がサービス提供を行っています。高齢化が進むとともに、今後ますます認知症高齢者が増えることが見込まれるため、大滝中学校区を除いた日常生活圏域ごとに1施設ずつ整備することを目標とします。</p>						
利用実績	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)		
	地域密着型サービス	延べ利用回数(回)	0	82	696		
		延べ利用人数(人)	0	7	72		
	介護予防地域密着型サービス	延べ利用回数(回)	41	8	144		
延べ利用人数(人)		10	2	24			
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	地域密着型サービス	延べ利用回数(回)	1,598	2,536	3,311	8,612	14,101
		延べ利用人数(人)	108	132	144	216	228
	介護予防地域密着型サービス	延べ利用回数(回)	295	292	263	118	103
延べ利用人数(人)		36	24	24	12	12	
必要数	必要施設数(か所)			定員数(人)			
	8			96			

(4) 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業の概要	<p>■小規模多機能型居宅介護は、できるだけ居宅で自立した生活が営めるように、要介護者の様態や希望に応じて、サービス拠点への「通い」を中心に随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援や生活上の相談や助言、健康状態の確認、機能訓練を行うサービスです。介護予防小規模多機能型居宅介護は、可能な限り居宅で自立した生活が営めるように、要支援者の様態や希望に応じてサービス拠点への「通い」を中心に、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けることのできるサービスです。</p> <p>■利用者数は地域密着型サービス、介護予防地域密着型サービスともに増加しており、平成29年度には1,404人、120人のサービスを見込んでいます。</p> <p>■地域包括ケアの核を担うサービスとして、現在、6つの事業所がサービス提供を行っています。地域包括ケアの核を担うサービスとして、大滝中学校区を除いた日常生活圏域ごとに1施設ずつ整備することを目標とします。</p>						
	利用実績	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)	
	地域密着型サービス	延べ利用人数(人)	310	365	576		
	介護予防地域密着型サービス	延べ利用人数(人)	51	27	72		
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	地域密着型サービス	延べ利用人数(人)	936	1,188	1,404	1,980	1,968
	介護予防地域密着型サービス	延べ利用人数(人)	108	108	120	168	156
必要数	必要施設数(か所)			定員数(人)			
	8			200			

(5) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

事業の概要	<p>■認知症対応型共同生活介護は、認知症の要介護者が少人数で共同生活を送るもので、入浴や排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。介護予防認知症対応型共同生活介護は、要支援者であって認知症である方について、日常生活を想定し、介護予防を目的として、機能訓練を中心に食事等の介護、日常生活上の支援などを行うサービスです。</p> <p>■利用者数は地域密着型サービスで増加、介護予防地域密着型サービスで減少しており、平成29年度にはそれぞれ1,284人、12人のサービスを見込んでいます。</p> <p>■現在、市内に5施設72人分、秩父圏域他町の施設を合わせると12施設189人分が設置されており、従来の事業者において定員数がほぼ確保できるものと思われます。今後も事業者の設置および運営が適切に行われるように指導・助言を行います。</p>						
	利用実績	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)	
	地域密着型サービス	延べ利用人数(人)	1,246	1,259	1,308		
	介護予防地域密着型サービス	延べ利用人数(人)	17	13	12		
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	地域密着型サービス	延べ利用人数(人)	1,236	1,284	1,284	1,428	1,404
	介護予防地域密着型サービス	延べ利用人数(人)	12	12	12	12	12
必要数	区分		必要施設数(か所)		定員数(人)		
	対象となる地域名	秩父第一中学校区	1	18			
		秩父第二中学校区	0	0			
		尾田蒔中学校区	0	0			
		大田中学校区	1	18			
		高篠中学校区	1	9			
		影森中学校区	0	0			
		吉田中学校区	1	9			
		大滝中学校区	0	0			
		荒川中学校区	1	18			

(6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

<p>事業の概要</p>	<p>■介護保険法に基づく指定を受けて、有料老人ホーム・ケアハウス等で、一定の計画に基づいて提供される、入浴や排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。</p> <p>■現在、市内に特定施設入居者生活介護事業所が4施設124人分設置されており、提供見込み量を満たしているため、地域密着型特定施設入居者生活介護の施設整備は行いません。</p>							
<p>必要数</p>	<p>区分</p>	<p>平成27年度</p>		<p>平成28年度</p>		<p>平成29年度</p>		
		<p>必要施設数(か所)</p>	<p>定員数(人)</p>	<p>必要施設数(か所)</p>	<p>定員数(人)</p>	<p>必要施設数(か所)</p>	<p>定員数(人)</p>	
	<p>対象となる地域名</p>	<p>秩父第一中学校区</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
		<p>秩父第二中学校区</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
		<p>尾田蒔中学校区</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
		<p>大田中学校区</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
		<p>高篠中学校区</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
		<p>影森中学校区</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
		<p>吉田中学校区</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
		<p>大滝中学校区</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>
<p>荒川中学校区</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>	<p>0</p>		

(7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業の概要	<p>■定員 29 人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者が、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理および療養上の支援を受けるサービスです。</p> <p>秩父市内には平成26年4月1日現在で273人の方が特別養護老人ホームの入所を待っており、施設の整備が求められています。平成29年度には696人のサービスを見込んでいます。</p> <p>現在、市内には1施設29(延べ348)人分が整備されていますが、秩父市内の待機者の解消を目的とし、定員29人の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を1か所整備します。(整備をする地域については未定です。)</p>								
	利用実績	区分	単位	平成24年度	平成25年度	平成26年度(見込み)			
	地域密着型サービス	延べ利用人数(人)	—	—	348				
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度		
	地域密着型サービス	延べ利用人数(人)	348	348	696	696	696		
必要数	必要施設数(か所)			定員数(人)					
	2			58					
必要数	区分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
			必要施設数(か所)	定員数(人)	必要施設数(か所)	定員数(人)	必要施設数(か所)	定員数(人)	
	対象となる地域名	秩父第一中学校区		0	0	0	0	0	0
		秩父第二中学校区		0	0	0	0	0	0
		尾田蒔中学校区		0	0	0	0	0	0
		大田中学校区		0	0	0	0	0	0
		高篠中学校区		0	0	0	0	0	0
		影森中学校区		0	0	0	0	0	0
		吉田中学校区		0	0	0	0	0	0
		大滝中学校区		0	0	0	0	0	0
荒川中学校区		1	29	1	29	1	29		

(8) 複合型サービス

事業の概要	<p>■複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ、1つの事業所が一体的に提供します。現在は「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」の組み合わせが提供可能なサービスとして定められており、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人が、住み慣れた家や地域で安心して生活することが可能になります。</p>
-------	---

(9) 地域密着型通所介護

事業の概要	<p>■平成28年度より、利用定員18人以下の通所介護事業所が地域密着型サービスに移行される予定です。現在、指定されている16か所の事業所が対象となる見込みです。</p>					
見込量	区 分	単 位	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	地域密着型サービス	延べ利用人数(人)	1,487	1,710	1,915	1,896

3 施設サービス

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

事業の概要	<p>■要介護者を対象として、特別養護老人ホームにおいて、入浴や排せつ、食事等の介護、その他日常生活や療養の支援、機能訓練、健康管理を行うサービスです。 施設入所者は増加しており、平成29年度には延べ6,636人を見込んでいます。</p> <p>■現在、市内には5施設360（延べ4,320）人分が整備されていますが、秩父市内の待機者の解消を目的とし、定員100人の介護老人福祉施設を1か所整備します。</p>						
利用実績	区分	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度(見込み)
	施設サービス	延べ利用人数(人)	5,154		5,383		5,556
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	施設サービス	延べ利用人数(人)	5,556	6,828	6,636	6,936	6,780
必要数	必要施設数(か所)			定員数(人)			
	6			460			

(2) 介護老人保健施設（老人保健施設）

事業の概要	<p>■看護・医学的管理の下に、介護および機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うサービスです。居宅における生活への復帰をめざす施設で、原則として要介護者が入所対象者となります。</p> <p>施設入所者は減少後増加しており、平成29年度には延べ2,256人を見込んでいます。</p> <p>■現在、市内には2施設200（延べ2,400）人分が整備されており、提供見込量を満たしているため、新たな施設整備は行いません。</p>						
利用実績	区分	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度(見込み)
	施設サービス	延べ利用人数(人)	2,231		2,149		2,220
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	施設サービス	延べ利用人数(人)	2,220	2,256	2,256	2,376	2,304

(3) 介護療養型医療施設（療養病床）

事業の概要	<p>■長期にわたり療養を必要とする高齢者や慢性期に至った認知症高齢者等を入所対象者とし、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練やその他必要な医療を行うサービスです。</p> <p>施設入所者は増加しており、平成29年度には延べ264人を見込んでいます。</p> <p>■平成23年度末の介護療養型医療施設の廃止は29年度末までに延期されました。今後3年間の中で介護療養型医療施設が介護保険施設等に転換する際に、国の交付金制度等を活用し円滑な転換ができるよう支援を行い、利用者が必要なサービスを確保できるよう、県や関係機関との調整を行います。</p>						
利用実績	区分	単位	平成24年度		平成25年度		平成26年度(見込み)
	施設サービス	延べ利用人数(人)	242		256		264
見込量	区分	単位	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成32年度	平成37年度
	施設サービス	延べ利用人数(人)	264	264	264	-	-

4 サービス利用の推進

(1) 介護給付の適正化

事業の概要	<p>■介護サービスを必要とする人（利用者）を適正に認定（要介護認定の適正化）した上で、適切なケアマネジメント（ケアマネジメントの適正化）に基づき、必要とするサービスを見極め、事業者がルールに従って適正にサービスを提供（介護報酬請求およびサービス供給体制の適正化）できるよう、国が掲げる5つの重要事業を中心に、適正化の取り組みを充実・強化していきます。</p>
-------	--

(2) 住宅改修理由書の作成補助

事業の概要	<p>■居宅介護支援および介護予防支援を受けていない要介護者・要支援者に対し、指定居宅介護支援事業者が行う住宅改修理由書作成業務について手数料を引き続き支給し、ケアマネジャーを支援します。</p>
-------	--

(3) 受領委任制度の推進

事業の概要	<p>■住宅改修について、引き続き利用者の一時立て替えの負担軽減を図ります。また、受領委任制度について、利用者に対し広く周知します。</p>
-------	--

(4) 介護サービス調査相談員の活動

事業の概要	<p>■介護サービス調査相談員は、毎月サービスを提供する事業者や利用者宅を訪問しています。介護サービスを利用している方が日頃抱いている疑問や不安の相談を受け、利用者のトラブルに至る状態を未然に防げるよう、本人に助言をしたり事業者と調整を行い問題点の改善を行います。また、活動を通じて、サービスの質の向上を図ることも目的としています。適正に介護サービスの利用が促進されるよう、今後も引き続き活動を行います。</p>
-------	--

(5) 介護サービス事業者への支援

事業の概要	<p>■介護サービスを支えるマンパワーは、多くの職種と多くの人数を必要とします。今後も必要なマンパワーが確保できるよう、事業者を支援するとともに、介護保険制度はもとより、多職種連携の研修会の開催や、実務者研修等の実施について、県や関係機関へ要望していきます。</p>
-------	---

第2節 介護保険事業費の見込み

1 総給付費

平成27年度～平成29年度および平成32年度、37年度の介護給付費、予防給付費の見込み額は、以下のとおりとなっています。

■図表6-1 居宅・地域密着型・施設サービス給付費の推計

単位：千円

区 分		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成32 年度	平成37 年度
居宅サービス	訪問介護	226,477	233,125	249,666	275,260	246,401
	訪問入浴介護	24,814	24,313	23,651	28,675	16,062
	訪問看護	49,247	54,696	62,618	60,266	58,812
	訪問リハビリテーション	32,717	38,445	44,446	45,178	35,499
	居宅療養管理指導	11,444	14,128	15,479	17,656	17,178
	通所介護	797,665	899,999	1,003,644	999,034	807,974
	通所リハビリテーション	223,300	234,288	256,320	257,498	203,417
	短期入所生活介護	323,504	360,799	415,365	511,765	544,207
	短期入所療養介護	37,115	37,562	41,821	29,933	25,402
	特定施設入居者生活介護	220,188	219,763	219,763	237,040	232,786
	福祉用具貸与	123,550	131,749	148,082	166,173	162,288
	特定福祉用具販売	6,653	6,781	7,067	7,656	6,197
	小 計	2,076,674	2,255,648	2,487,922	2,636,134	2,356,223
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	51,695	51,365	51,435	51,321
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	14,474	23,146	29,547	81,304	132,531
	小規模多機能型居宅介護	183,945	220,867	260,108	384,337	379,074
	認知症対応型共同生活介護	304,184	321,437	321,437	355,173	349,346
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	67,548	67,418	135,483	136,567	134,550
	複合型サービス	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護（仮称）		0	0	0	0
	小 計	570,151	684,563	797,940	1,008,816	1,046,822
その他	住宅改修	15,406	16,279	15,953	15,501	14,175
	居宅介護支援	201,226	207,142	231,956	236,891	220,575
	小 計	216,632	223,421	247,909	252,392	234,750
施設サービス	介護老人福祉施設	1,315,993	1,617,145	1,570,993	1,644,151	1,606,465
	介護老人保健施設	545,804	555,429	555,429	584,445	569,245
	介護療養型医療施設	79,079	78,927	78,927	0	0
	小 計	1,940,876	2,251,501	2,205,349	2,228,596	2,175,710
介護給付費計（I）		4,804,333	5,415,133	5,739,120	6,125,938	5,813,505

■図表6-2 介護予防・地域密着型介護予防サービス給付費の推計

単位：千円

区 分		平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成32 年度	平成37 年度
介護予防サービス	介護予防訪問介護	75,890	46,660	0	0	0
	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	5,564	4,187	2,986	3,317	4,606
	介護予防訪問リハビリテーション	3,206	3,040	4,453	3,423	2,712
	介護予防居宅療養管理指導	599	658	735	832	825
	介護予防通所介護	117,876	74,454	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	46,130	45,405	45,639	49,441	48,467
	介護予防短期入所生活介護	3,628	3,856	3,823	3,192	2,820
	介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0	0
	介護予防特定施設入居者生活介護	20,290	20,251	20,251	18,768	18,268
	介護予防福祉用具貸与	8,627	8,975	8,893	9,136	8,429
	特定介護予防福祉用具販売	2,013	2,264	2,564	3,073	2,515
	小 計	283,823	209,750	89,344	91,182	88,642
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	2,249	2,230	1,976	874	768
	介護予防小規模多機能型居宅介護	6,429	5,561	5,832	8,747	8,575
	介護予防 認知症対応型共同生活介護	2,487	2,482	2,482	2,301	2,235
	介護予防地域密着型通所介護（仮称）		0	0	0	0
	小 計	11,165	10,273	10,290	11,922	11,578
その他	介護予防住宅改修	6,050	6,766	7,633	7,018	6,872
	介護予防支援	33,291	20,617	17,059	16,126	14,928
	小 計	39,341	27,383	24,692	23,144	21,800
予防給付費計（Ⅱ）		334,329	247,406	124,326	126,248	122,020
総給付費（Ⅰ）＋（Ⅱ）		5,138,662	5,662,539	5,863,446	6,252,186	5,935,525

第3節 地域支援事業

1 介護予防事業

(1) 運動器の機能向上教室

事業の概要	<p>■対象者把握事業（基本チェックリスト）より二次予防事業対象者と決定した高齢者のうち、運動器の機能の低下がみられる高齢者を対象に、一人ひとりの状態に合わせたプログラムをもとに教室を開催しています。 ※平成28年度以降は新しい総合事業として実施します。</p>				
	<p>■いきいきころばん教室の年度別実施状況</p>				
	区 分	実人員(人)	延べ利用人員(人)	実施回数(回)	開催施設数
	平成23年度	185	1,463	90	3
	平成24年度	168	1,396	90	3
	平成25年度	128	1,076	70	3
	平成26年度(見込)	133	1,197	70	4
	今後の目標値				
平成27年度	130	1,300	50	3	

(2) 口腔機能向上教室・栄養改善教室

事業の概要	<p>■対象者把握事業（基本チェックリスト）より二次予防事業対象者と決定した高齢者のうち、口腔器の機能の低下がみられる高齢者および低栄養状態のおそれのある高齢者を対象に、一人ひとりの状態に合わせたプログラムをもとに教室を開催しています。 ※平成28年度以降は新しい総合事業として実施します。</p>				
	<p>■口腔機能向上教室・栄養改善教室の年度別実施状況</p>				
	区 分	実人員(人)	延べ利用人員(人)	実施回数(回)	開催施設数
	平成23年度	51	227	18	3
	平成24年度	26	128	16	2
	平成25年度	55	321	24	3
	平成26年度(見込)	37	116	11	10
	今後の目標値				
平成27年度	50	300	18	3	

(3) 二次予防事業対象者把握事業

事業の概要	<p>■日常生活に状況に関する 25 項目を含んだ「基本チェックリスト」を高齢者に送付し、回答の結果、要介護・要支援状態になるおそれがある二次予防事業対象者を把握しています。回答したすべての高齢者に「アドバイス票」を送付し、二次予防事業対象者には「運動の機能向上教室」「口腔機能向上教室」「栄養改善教室」への参加を呼びかけています。 ※平成 28 年度以降は新しい総合事業として実施します。</p> <p>■二次予防事業対象者へのチェックリスト送付および回収状況</p>			
	区 分	チェックリスト送付数	チェックリスト回収数(回収率)	二次予防事業者対象数(率)
	平成23年度	10,141	8,541 (84.2%)	3,104 (36.4%)
	平成24年度	3,028	2,617 (86.4%)	801 (30.6%)
	平成25年度	3,377	2,971 (88.0%)	929 (31.3%)
	平成26年度(見込)	2,934	2,555 (87.0%)	770 (30.1%)
	今後の目標値			
	平成27年度	2,900	2,465 (85.0%)	493 (20.0%)

(4) 出前講座(介護予防普及啓発事業)

事業の概要	<p>■65 歳以上のすべての高齢者を対象に介護予防啓発事業として、出前講座を開催しています。 ※平成 28 年度以降は新しい総合事業として実施します。</p> <p>■出前講座の年度別実施状況</p>		
	区 分	開催数	延べ利用人員(人)
	平成23年度	23	699
	平成24年度	30	999
	平成25年度	30	1,036
	平成26年度(見込)	34	1,010
	今後の目標値		
	平成27年度	33	1,150

(5) いってんべえ（介護予防普及啓発事業）

事業の概要	<p>■65歳以上のすべての高齢者が身近な公会堂等で介護予防に関する知識を深めるとともに、閉じこもりやうつ予防を地域全体で取り組むことを目的に「いってんべえ」を平成25年度から開催しています。 ※平成28年度以降は新しい総合事業として実施します。</p>			
	■いってんべえの実施状況			
	区 分	会場数	開催回数	延べ利用人員（人）
	平成25年度	5	30	512
	平成26年度（見込）	3	14	230
	今後の目標値			
平成27年度	6	36	720	

(6) いきいき倶楽部（地域介護予防活動支援事業）

事業の概要	<p>■65歳以上のすべての高齢者が身近な場所で、町会、地域福祉関係者の協力で介護予防に関する行事に参加することにより、地域住民同士のふれあいの機会を確保し、生きがいをもって地域でいきいきと生活できるように「いきいき倶楽部」を立ち上げ支援しています。 また、自主的に地域で継続実施できることを目的にサポーター養成にも取り組んでいます。 ※平成28年度以降は新しい総合事業として実施します。</p>			
	■「いきいき倶楽部」の年度別実施状況			
	区 分	会場数	開催回数	延べ利用人員（人）
	平成23年度	4	5	161
	平成24年度	4	7	209
	平成25年度	4	7	183
	平成26年度（見込）	3	4	127
	今後の目標値			
平成27年度	6	12	240	

(7) 地域介護予防活動支援事業

事業の概要	<p>■高齢者が可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、現在、吉田・大滝・荒川地域においては、おおむね65歳以上の高齢者を対象として、血圧測定、転倒予防のための体操などを行っています。</p> <p>■社会福祉協議会や社会福祉法人等に委託し、在宅福祉員などのボランティアと協力しながら、通称「地域ミニデイサービス」として、地域住民の参加を促し、連携・協力体制を図っていきます。</p>			
	区 分	会場数	開催回数	延べ利用人員(人)
	平成23年度	36	379	2,524
	平成24年度	36	379	2,647
	平成25年度	36	379	2,470
	今後の目標値			
平成27年度	36	386	2,760	

(8) 訪問型サービス(総合事業)

事業の概要	<p>■要支援者等の高齢者に対して、訪問介護員による身体介護や生活援助に加え、地域住民によるボランティア主体としての生活援助や移動などの支援を進めていきます。また保健師等による居宅での健康相談や指導を行い、自立へ向けてサポートをしていきます。</p> <p>※平成28年度から実施していきます。</p>		
	今後の見込量	延べ利用回数(回)	利用人員(人)
	平成28年度	8,550	1,900
	平成29年度	14,300	3,180

(9) 通所型サービス(総合事業)

事業の概要	<p>■要支援者等の高齢者に対して、生活機能の維持向上等を図るため、デイサービスセンターにおいて機能訓練を行ったり、地域住民のボランティア主体により運動やレクリエーション活動など、自主的な通いの場を運営していきます。また保健師等による運動器の機能向上や、栄養改善等のプログラムを行い、自立へ向けてサポートしていきます。</p> <p>※平成28年度から実施していきます。</p>		
	今後の見込量	延べ利用回数(回)	利用人員(人)
	平成28年度	8,730	1,940
	平成29年度	14,500	3,240

2 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント事業

事業の概要	<p>■介護予防ケアマネジメント業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、具体的な目標を明確にしつつ個々の高齢者の心身の状況や生活環境、廃用症候群（生活不活発病）や生活機能低下が生じた原因に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成します。そのため、サービスの提供を確保し、あわせて、評価とアセスメントを実施します。今後も引き続き事業を推進します。</p>
-------	---

(2) 総合相談事業

事業の概要	<p>■高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を続けていくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや関係機関および制度の利用につなげるよう支援を行っています。</p> <p>今後も高齢者に対する適切な支援、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における各種関係者とのネットワークの強化を図ります。</p>						
	■相談件数						
	区 分	平成24年度			平成25年度		
		窓口	電話	訪問	窓口	電話	訪問
	秩父	156	173	12	202	271	25
	吉田	34	72	5	33	45	10
	大滝・荒川	37	108	4	28	59	3
計	227	353	21	263	375	38	
合 計	601			676			

(3) 権利擁護事業

事業の概要	<p>■権利擁護の観点から支援が必要な高齢者に対し、今後も成年後見制度の活用や福祉サービス利用援助事業として、「あんしんサポートねっと」の活用などの支援等を行います。さらに高齢者虐待や消費者被害の防止および対応、緊急に援助を要する方の支援を実施します。</p>				
	■高齢者虐待が疑われ、対応した件数				
	区 分	平成24年度		平成25年度	
	秩父	18		16	
	吉田	0		1	
	大滝・荒川	3		4	
計	21		21		

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

事業の概要	<p>■ 個々の高齢者の状態変化に応じた適切なケアマネジメントをケアマネジャーが実践することができるように、地域の基盤を整えるとともに、個々のケアマネジャーへのサポートを行います。</p>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のケアマネジャーに対する個別相談窓口を設置し、ケアプラン作成技術指導等の相談助言を行う ・ 支援困難事例等への指導、助言 ・ 地域のケアマネジャーのネットワークづくりとして年数回のケアマネジャー連絡会・研修会を実施 		
	<p>■ ケアマネジャーへの研修会・連絡会などの開催回数</p>		
	区分	平成24年度	平成25年度
全域	3	3	

(5) 在宅医療・介護連携推進事業については、26ページ「在宅医療・介護連携の推進」をご参照ください。

(6) 認知症総合支援事業については、27ページ「認知症施策の推進」を参照ください。

(7) 生活支援体制事業については、28ページ「生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進」をご参照ください。

3 任意事業

(1) 家族介護用品支給事業

事業の概要	<p>■家族介護用品支給事業は、市民税非課税世帯に属し、6か月以上寝たきり状態もしくは重度の認知症の状態が続いており、要介護認定で要介護4および5と判定された高齢者を対象に、1か月の支給限度内で紙おむつ等を毎月現物支給します。事業対象者には、紙おむつ排出用ごみ袋を1月あたり16リットル袋5枚を支給しています。今後は事業内容の検討を図り、引き続き事業を推進していきます。</p>		
	<p>■ねたきり老人等紙おむつ支給状況</p>		
	区 分	平成24年度	平成25年度
	延べ利用者数（人）	489	542

(2) 認知症高齢者徘徊探索サービス事業

事業の概要	<p>■徘徊探索サービスは、徘徊することのある認知症高齢者が対象となっており、移動端末機を身につけることにより、徘徊その他の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、当該高齢者の安全を確保するとともに家族等の不安を解消します。今後も引き続き事業を推進していきます。</p>
-------	--

(3) 成年後見制度利用助成事業

事業の概要	<p>■成年後見制度の利用に際し、申立てを行うべき親族がない高齢者に対し審判の申立てを行うとともに、審判に要する経費や成年後見人等への報酬を負担する能力のない方には、その費用の全部または一部を助成します。今後も引き続き事業を推進していきます。</p>
-------	---

(4) 認知症サポーターの養成

事業の概要	<p>■今後も認知症サポーター養成講座を各地域・団体等において開催し、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターを養成していきます。</p>				
	<p>■認知症サポーター養成講座実施状況</p>				
	区 分	平成24年度		平成25年度	
		開催回数(回)	養成総数(人)	開催回数(回)	養成総数(人)
	小学校	6	358	6	258
	中学校	1	60	1	64
一般	19	418	18	288	
合 計	26	836	25	610	

(5) 在宅生活サポート促進事業

事業の概要	<p>■みやのかわ商店街振興組合が運営主体となって、元気な高齢者の有償ボランティア「ボランティアバンクおたすけ隊」が、援助を必要としている高齢者や障がい者や子育て中の方を支援していく事業です。</p>		
	区 分	平成24年度	平成25年度
	延べ利用者数（人）	740	737

4 地域支援事業に係る事業総額

事業の概要	<p>■地域支援事業に係る事業総額の各年度の費用額は下表のとおりです。(地域包括ケアシステム等の新しい事業についても掲載しました。)</p> <p>■地域支援事業に係る事業総額(平成27~29年度) 単位:円</p>			
	区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
	介護予防事業	20,000,000	133,000,000	290,000,000
	包括的支援事業	27,245,000	29,816,000	29,816,000
	在宅医療介護連携	453,000	12,341,000	12,341,000
	認知症施策の推進	0	5,000,000	5,000,000
	生活支援整備体制	240,000	20,000,000	30,000,000
	任意事業	10,062,000	10,000,000	10,000,000
	合 計	58,000,000	210,157,000	377,157,000

第4節 保険給付費等の見込みと保険料の算定

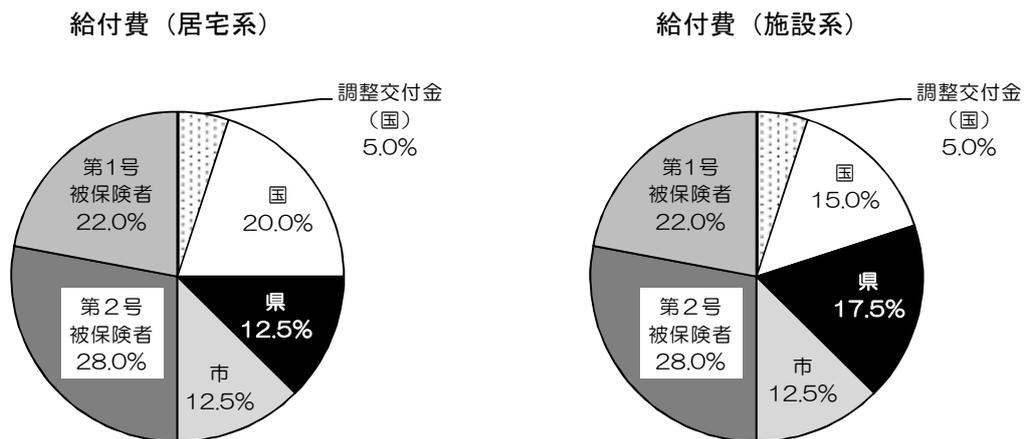
1 介護保険事業の財源

介護保険事業を運営するために必要とされる費用は、保険給付費（介護給付費、予防給付費）、地域支援事業費、事務費などから構成されます。

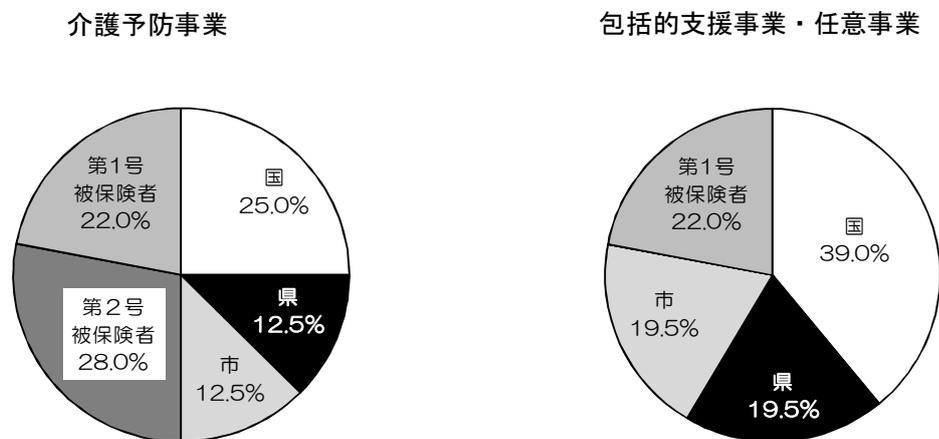
そのうち保険給付費と地域支援事業費の財源は、国の負担金、県の負担金、市の負担金、国の調整交付金、支払基金交付金（第2号被保険者の保険料）、第1号被保険者の保険料などで賄われます。

この第1号被保険者の保険料で賄われる負担割合は、第2号被保険者との人口比率により政令で定められています。第5期介護保険事業計画期間（平成24年度～平成26年度）では標準給付費見込額や地域支援事業費の21%でしたが、第6期介護保険事業計画期間（平成27年度～平成29年度）は22%になります。

〈標準給付費の財源内訳〉



〈地域支援事業費の財源内訳〉



2 保険給付費の見込み

平成27年度から平成29年度までの各年度における、標準給付費及び地域支援事業費は下表のとおり見込まれます。

■図表6-6 保険給付費の推計(平成27~29年度)

単位：円

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
総給付費 = (Ⅰ) + (Ⅱ) - (Ⅲ) ①		5,119,483,826	5,631,332,775	5,830,816,647
内 訳	介護給付費計 (Ⅰ)	4,804,333,000	5,415,133,000	5,739,120,000
	予防給付費計 (Ⅱ)	334,329,000	247,406,000	124,326,000
	一定以上所得者財政影響額 (Ⅲ)	19,178,174	31,206,225	32,629,353
特定入所者介護サービス費等給付額 ②		240,702,290	236,470,828	257,442,400
高額介護サービス費等給付額 ③		87,400,000	89,600,000	91,800,000
高額医療合算介護サービス費等給付額 ④		13,400,000	15,600,000	17,800,000
算定対象審査支払手数料 ⑤		4,914,000	4,992,000	4,914,000
標準給付費計 ⑥ (①+②+③+④+⑤)		5,465,900,116	5,977,995,603	6,202,773,047
地域支援事業費 ⑦		58,000,000	210,157,000	377,157,000
合計 ⑥+⑦		5,523,900,116	6,188,152,603	6,579,930,047

3 所得段階別被保険者見込数

■図表6-7 所得段階別被保険者見込数(平成27~29年度)

単位：人

所得段階	平成27年度	平成28年度	平成29年度
第1段階被保険者数	3,562	3,589	3,602
第2段階被保険者数	1,433	1,444	1,449
第3段階被保険者数	1,317	1,327	1,332
第4段階被保険者数	3,420	3,443	3,458
第5段階被保険者数	2,805	2,824	2,836
第6段階被保険者数	2,766	2,787	2,797
第7段階被保険者数	2,114	2,130	2,138
第8段階被保険者数	1,114	1,122	1,127
第9段階被保険者数	416	419	420
第10段階被保険者数	238	240	241
第11段階被保険者数	92	93	93
第12段階被保険者数	46	47	47
第13段階被保険者数	119	120	120
合 計	19,442	19,585	19,660

4 第6期保険料基準額の算定

第1号被保険者の保険料は、3年間の計画期間中に見込まれる介護保険事業費の所定負担額を賄えるように設定しています。第1号被保険者の保険料基準額は次のように見込んでいます。

■図表6-8 第1号被保険者の保険料基準額

単位：円

a	標準給付費見込額		17,646,668,766
b	地域支援事業費		645,314,000
c	秩父市の必要サービス額	= a + b	18,291,982,766
d	第1号被保険者負担額	= c × 22%	4,024,236,208
e	調整交付金相当額	= a × 5%	882,333,438
f	調整交付金見込額		289,846,562
g	介護給付費準備基金取り崩し額		200,000,000
h	保険料必要額	= d - f - g	3,534,389,647
i	予定保険料収納率 (%)		97.9
j	所得段階別加入割合補正後被保険者数 (人)		55,685
k	介護保険料基準額 (年額)	= h ÷ i ÷ j	64,833
l	介護保険料基準額 (月額)	= k ÷ 12か月	5,403

注1) 端数処理関係で計算が一致しない場合があります。

注2) 調整交付金は、全国平均で交付率が5%となるよう、被保険者の所得構成や後期高齢者の割合により国が交付割合を決定します。この推計における調整交付金見込額は、国の保険料算定シートによる交付割合を使っています。

注3) 予定保険料収納率は、過去の収納実績を参考に想定しています。

5 介護保険料の算定結果と所得段階別保険料

以上の条件を踏まえて算出した介護保険料は、次のとおりとなります。

介護保険料基準額（月額）	5,400 円
--------------	---------

各保険料段階においても、第5段階基準年額から各段階の保険料率に基づき年額保険料を算出しています。また各段階の月額保険料額は、年額保険料を12か月で除して算出した額となります。

■図表6-9 所得段階別の保険料

単位：円

所得段階	対象者	算定方法	保険料額
			年額
第1段階	生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方ならびに本人及び世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.45	29,160円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.65	42,120円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税であり、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.70	45,360円
第4段階	世帯内に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.85	55,080円
第5段階	世帯内に住民税課税者があり、本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える方	基準額	64,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.15	74,520円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.25	81,000円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.58	102,380円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上400万円未満の方	基準額×1.60	103,680円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.80	116,640円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×2.10	136,080円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1000万円未満の方	基準額×2.30	149,040円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1000万円以上の方	基準額×2.50	162,000円

第7章 計画推進のために

1 保健・医療・福祉の連携強化

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、認知症や介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの構築をめざし、保健、医療、福祉の各関係機関の相互連携の強化に努めます。

2 ボランティアなど福祉的活動の推進

高齢者の生活や介護している家族などを支えるには、一般保健福祉サービス、介護保険給付サービスだけでは十分とはいえません。住み慣れた地域で、人々の心の通った生活を続けていくためには、シルバー人材センター、民生委員・児童委員、健康推進員、在宅福祉員、食生活改善推進員、赤十字奉仕団、老人クラブ、ボランティアやNPOなどの地域の活動による支援が不可欠です。このような活動を推進するため、地域の高齢者を支えあう体制づくりに努めます。

3 介護保険運営協議会・地域包括支援センター運営協議会の開催

市民（被保険者代表）、介護サービス提供事業者代表、関係団体、学識経験者等による運営協議会を定期的で開催し、介護保険事業計画の進行管理および評価を行い、介護保険事業の円滑な実施に努め、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保を図ります。なお、介護保険運営協議会は地域包括支援センター運営協議会を兼ねています。

4 計画の進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、毎年度において事業の達成状況を把握し、進行管理を行うとともに、目標値などを設定している事業はその達成状況について定量的な評価を行います。

資料編

1 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 秩父市高齢者福祉計画の見直しおよび秩父市介護保険事業計画の策定(以下「計画の策定等」という。)を行うとともに、高齢者に関する保健、福祉、医療等の各種サービスの総合的推進を図ることを目的として秩父市高齢者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定等および高齢者サービスの総合的推進のため、次の事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に必要な審議および意見聴取等を行うこと。
- (2) 高齢者に関する保健、福祉、医療関係者相互の情報交換を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を掌理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月10日訓令第2号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

秩父市議会議員
秩父市町会長協議会代表
秩父郡市医師会代表
秩父郡市歯科医師会代表
秩父市民生委員・児童委員協議会代表
秩父福祉事務所長
介護保険事業者代表
介護保険被保険者等代表（公募）
その他学識経験者

2 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会委員名簿

	団体名	氏名	備考
1	秩父市議会議員	五野上 茂次	
2	秩父市議会議員	木村 隆彦	
3	秩父市議会議員	福井 貴代	
4	秩父市町会長協議会	松本 隆太郎	
5	秩父郡市医師会	井上 靖	
6	秩父郡市歯科医師会	萩原 昇	
7	秩父福祉事務所長	羽生 公洋	
8	秩父市民生委員・児童委員協議会	高橋 幸太郎	
9	埼玉県司法書士会秩父支部	宮川 浩司	
10	秩父市在宅福祉員連合会	町田 昭代	
11	秩父市社会福祉協議会	井上 祐介	
12	秩父正峰会	吉田 八重子	
13	グループホーム上野 陽だまりの家	須崎 秀子	
14	(有)たんぽぽ	内海 昭	
15	第1号被保険者代表	岡部 邦夫	
16	第1号被保険者代表	加藤 清一	
17	第1号被保険者代表	原嶋 岸男	
18	第2号被保険者代表	富田 実	
19	第2号被保険者代表	佐藤 映子	
20	第2号被保険者代表	木下 喜美子	

(敬称略)

3 秩父市福祉 2 計画等検討委員会委員名簿

	所属部	職名	氏名
1		副市長	横井 隆幸
2		教育長	前堅 進一
3	市長室	室長	新井 秀弘
4	総務部	部長	森前 光弘
5	総務部	参事	飯島 起也
6	財務部	部長	大沢 賢治
7	環境部	部長	関根 進
8	市民部	部長	浅見 きよみ
9	健康福祉部	部長	加藤 登
10	健康福祉部	参事	風間 操
11	産業観光部	部長	持田 末広
12	地域整備部	部長	木村 賢一
13	地域整備部	参事	井上 雄二
14	吉田総合支所	総合支所長	浅見 弘
15	大滝総合支所	総合支所長	木村 雄次
16	荒川総合支所	総合支所長	浜中 紀久夫
17	市立病院事務局	局長	村田 幸雄
18	会計管理者	会計管理者	福原 隆夫
19	水道部	部長	高橋 進
20	水道部	参事	横田 茂樹
21	教育委員会事務局	局長	関河 喜重
22	議会事務局	局長	高橋 睦

4 秩父市高齢者福祉計画等作業部会委員名簿

	所属部	所属課	職名	氏名
1	市長室	地域政策課	主事	熊澤 大輔
2	総務部	総務課	主任	関口 英樹
3	総務部	危機管理課	主査	山中 俊一
4	財務部	財政課	主幹	柳原 匡宏
5	市民部	市民生活課	主任	新井 彩美
6	市民部	市民スポーツ課	主事	小池 正典
7	市民部	生涯学習課	主事補	島田 千華子
8	健康福祉部	社会福祉課	主任	山中 伸吾
9	健康福祉部	障がい者福祉課	主事	荒舩 匠
10	健康福祉部	地域医療対策課	主席主幹	森下 喜子
11	健康福祉部	保健センター	主査（保健師）	桜井 節子
12	産業観光部	商工課	主査	深町 めぐみ
13	地域整備部	都市計画課	主査	内田 香
14	地域整備部	建築住宅課	主幹	大野 真吾
15	吉田総合支所	市民福祉課	主幹	永田 初恵
16	大滝総合支所	市民福祉課	主査	川合 良成
17	荒川総合支所	市民福祉課	主席主幹	中山 朗
18	市立病院	地域医療連携室	管理幹	持田 功子

(敬称略)

5 秩父市高齢者福祉計画等事務局名簿

	所属部	所属課	職名	氏名
1	健康福祉部		部長	加藤 登
2	健康福祉部	高齢者介護課	課長	松本 直子
3	健康福祉部	高齢者介護課	主幹	引間 和美
4	健康福祉部	高齢者介護課	主幹	小林 晃
5	健康福祉部	高齢者介護課	主幹	藤代 葉子
6	健康福祉部	高齢者介護課	主幹	黒澤美紀子
7	健康福祉部	高齢者介護課	主任	新井 聡
8	健康福祉部	秩父地域包括支援センター	主席主幹	浅見 芳弘
9	健康福祉部	秩父地域包括支援センター	主席主幹	加藤 武信
10	健康福祉部	秩父地域包括支援センター	主査(保健師)	新井 史恵

(敬称略)

6 計画策定の経過

(1) アンケート調査

項目	内容
調査期間	平成26年6月1日～6月30日
調査対象者	65歳以上高齢者・ケアマネジャー・サービス提供事業者
調査方法	郵送による配布、郵送による回収

【回収結果】

調査の種類	配布数	有効回答数	有効回収率
①65歳以上高齢者調査	1,800人	1,231人	68.4%
（内 一般高齢者）	1,696人	1,154人	68.0%
（内 要支援・要介護認定者）	104人	77人	74.0%
②ケアマネジャー調査	64人	52人	81.3%
③サービス提供事業者調査	34件	25件	73.5%

(2) 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会 会議経過

期 日	実施項目	内 容
平成26年8月5日(火)	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●委員長及び副委員長の互選について ●秩父市高齢者福祉計画の策定について ●アンケート調査について
平成26年11月11日(火)	第2回策定委員会	●秩父市高齢者福祉計画(素案)について
平成27年2月9日(月)	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●秩父市高齢者福祉計画(案)について ●介護保険料について

(3) 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会検討委員会 会議経過

期 日	実施項目	内 容
平成26年10月31日(金)	第1回検討委員会	●秩父市高齢者福祉計画(素案)について
平成26年12月24日(水)	第2回検討委員会	●秩父市高齢者福祉計画(案)について
平成27年2月12日(木)	第3回検討委員会	●秩父市高齢者福祉計画(案)について

(4) 秩父市高齢者福祉計画等策定委員会 作業部会 会議経過

期 日	実施項目	内 容
平成26年10月31日(金)	第1回作業部会	●秩父市高齢者福祉計画(素案)について
平成26年12月24日(水)	第2回作業部会	●秩父市高齢者福祉計画(案)について
平成27年2月12日(木)	第3回作業部会	●秩父市高齢者福祉計画(案)について

(5) パブリックコメント手続き

項 目	内 容
募集期間	平成26年12月22日(月)～平成27年1月23日(金)
応募方法	直接持参・FAXまたはEメール
応募件数	14件



秩父市イメージキャラクター

ホテくまくん

秩父市高齢者福祉計画
—高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画—
(平成27年度～平成29年度)

発行 平成27年3月
企画・編集 秩父市 健康福祉部 高齢者介護課
〒368-8686 埼玉県秩父市熊木町8番15号
TEL (0494) 22-2211 (代表)
URL <http://www.city.chichibu.lg.jp>
